

# 第4期西東京市地域福祉計画

## 素 案

平成 年 月  
西東京市

## 目次

計画の見取り図	1
<b>第1章 計画策定にあたって</b>	2
1 計画策定の背景	3
2 地域福祉とは	7
3 計画の位置付け	8
4 計画の期間	9
5 計画の策定方法	10
<b>第2章 西東京市の状況</b>	12
1 統計で見る状況	12
2 アンケート調査結果	14
3 地区懇談会結果	16
4 団体・事業者調査結果	18
5 西東京市の現状から見える課題	20
<b>第3章 計画の目指すもの</b>	21
1 西東京市版地域共生社会とは	21
2 基本理念	23
3 基本方針	23
4 計画の体系	24
<b>第4章 重点的な取組</b>	25
1 つながりづくり	26
2 相談体制づくり	28
3 情報発信の工夫	30
<b>第5章 施策の展開</b>	32
基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり	33
基本目標2 みんながつながりあう地域づくり	37
基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり	41
基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	45
基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり	49
基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり	52

<b>第6章 計画を推進するために</b> .....	<b>56</b>
1 協働による計画の推進.....	56
2 計画の評価と進行管理.....	58

## 計画の見取り図

はじめに、この計画がどんな内容か、概要をお伝えします。



どんな計画？

「誰もが暮らしやすい地域づくり」を進めるための計画です！  
計画期間は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5か年です。



計画の目指すものは？

### 基本理念

地域でふれあい 支え合う  
心のかようまち 西東京  
～ともに生きる！まちづくり～

基本理念の実現に向けて、  
市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が  
それぞれの役割を果たしながら、  
ネットワーク豊かに地域福祉の推進に取り組みます。



第4期で特に力を入れるのは…

引き続き取り組んでいくのは…

地域のつながりが希薄化しています

1 地域共生社会を実現する上での基礎となる、“つながりづくり”

相談先が分からぬ人が多くいます

2 困ったときに誰もが気軽に相談ができる、“相談体制づくり”

必要な人に必要な情報が行き届いていません

3 必要な情報を必要な人に分かりやすく提供していく、“情報発信の工夫”

基本目標1  
一人ひとりが活躍する地域づくり

基本目標2  
みんながつながりあう地域づくり

基本目標3  
社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

基本目標4  
サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり

基本目標5  
災害や犯罪を防ぐ環境づくり

基本目標6  
誰もが快適に暮らせる環境づくり

# 第1章 計画策定にあたって



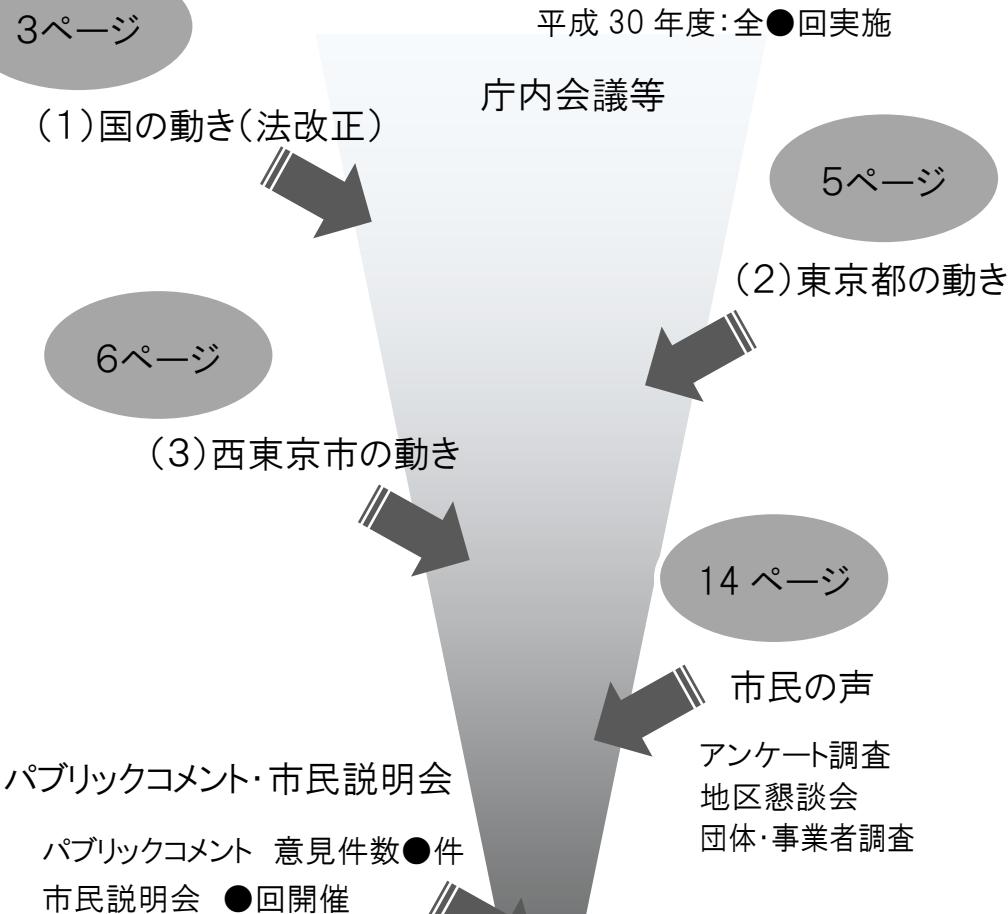
本計画は、下記の流れに沿って策定しました。

## ■計画策定の経緯

西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会

平成 29 年度:全3回実施

平成 30 年度:全●回実施



## 第4期西東京市地域福祉計画

平成31(2019)年度～平成35(2023)年度  
地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京  
～ともに生きる！まちづくり～

## 1 計画策定の背景

### (1) 国の動き

国では、平成12年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定が規定されて以降、災害時要援護者支援、社会的孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援などが、通知という形で地域福祉計画に盛り込むよう示されてきました。

平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書において、従来の高齢者・障害者・子どもといった分野別の社会福祉サービスから、互助・共助の取組を育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるという観点が打ち出されました。

その後、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、高齢者・障害者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

また、平成29年には社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。

#### ■国の流れ

- 少子高齢化・人口減少社会の進行、社会保障関係経費の増加
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加
- 高齢者・障害者・子どもといった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、閉じこもり、8050問題、虐待、ごみ屋敷問題など)

これらの状況を踏まえ…

- 国は、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することの必要性を掲げています。
- 具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取組の支援と、地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための、縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

■第3期計画期間中の国の主な動き

	法律・通知関係	報告書・会議関係
平成27年	・「生活困窮者自立支援法」施行	・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
平成28年	・「再犯防止推進法」施行 ・「成年後見制度利用促進法」施行 ・厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」	・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置
平成29年	・「社会福祉法」一部改正 ・地域福祉計画策定ガイドライン提示	・「地域力強化検討会最終とりまとめ」公表
平成30年	・厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」	

■地域福祉計画関連条文　社会福祉法一部改正（平成30年4月1日施行）

（市町村地域福祉計画）

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2) 東京都の動き

東京都では、平成18年に福祉、保健、医療施策の基本方針となる「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定されたほか、各分野別の計画において、地域福祉支援計画の中で定めることとされている区市町村への支援や民間団体との協働など、地域福祉に関する考え方を示していることから、これまで地域福祉支援計画は策定されていませんでした。

その後、社会福祉法の改正等を受け、東京都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するため、また、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させるために、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「東京都地域福祉支援計画」が策定されました。

### ■東京都地域福祉支援計画の概要

目的	東京における「地域共生社会」の実現
理念	<ol style="list-style-type: none"><li>誰もが、所属や世代を超えて、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京</li><li>地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京</li><li>多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京</li></ol>

### (3) 西東京市の動き

市では、平成12年の社会福祉法改正を受け、平成16年3月に第1期となる「西東京市地域福祉計画」を策定し、平成21年3月には「第2期西東京市地域福祉計画」、平成26年3月には「第3期西東京市地域福祉計画」を策定し、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」の実現に向けて取り組んできました。

この間、平成22年度から「ほっとするまちネットワークシステム（以下「ほっとネット」という。）」が始動し、地域福祉コーディネーターの配置、ほっとネット推進員の養成などを通じ、市民とともに地域の課題を解決していく市独自の仕組みが整いました。

市内ではこれまで、高齢者の見守り支援である「ささえあいネットワーク」や、住民参加型のまちづくり活動である「ふれあいのまちづくり」、コミュニティ再構築に関する「地域協力ネットワーク」など、多数のネットワークが存在しており、市民や関係者にとって分かりやすく、より効率的で、効果的な仕組みの検討が必要な状況となっています。

また、市では平成28年度から「健康」応援都市の実現を目指すことを基軸におき、様々な施策を展開してきました。地域福祉分野においては、西東京市版地域包括ケアシステムの構築に向け、共生社会シンポジウムの開催をはじめとし、困難を抱える人を含めた地域づくりについて話し合われてきました。

一方で、少子高齢化の進行や世帯の少人数化が進む中で、市においても近所付き合いや地域のつながりが希薄化し、地域の中で孤立している人や必要な支援に結びついていない人などの問題が顕在化しています。

以上のことから、これまでの活動をさらに発展的に進めていき、かつ新たな課題への対応を行っていくために、第3期計画を踏まえ、新たに「第4期西東京市地域福祉計画」を策定することとなりました。

#### ■地域に関する主なネットワーク

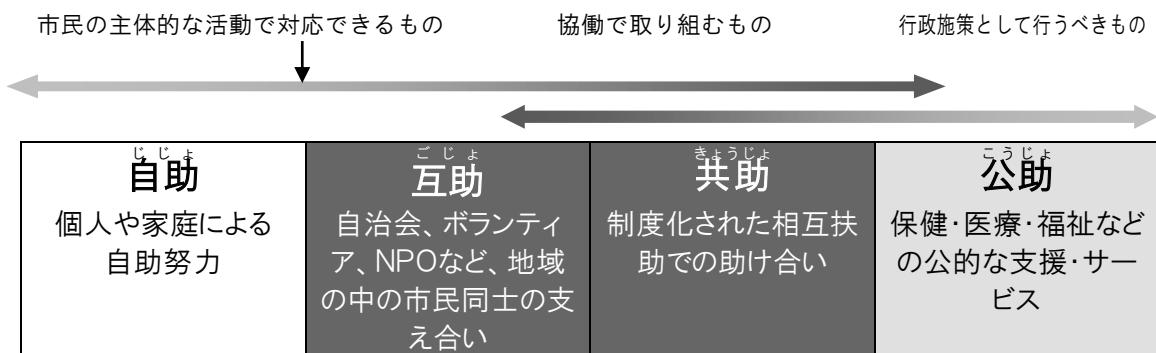
課題ベース	対象者ベース	地域ベース
<b>ほっとするまちネットワークシステム</b> 地域の課題を発見し、地域福祉コーディネーターを核として、様々な人や関係機関をつなげ、一緒に解決に向けて取り組む	<b>ささえあいネットワーク</b> 高齢者の見守りの中で異変等の早期発見と適切な対応を促進する	<b>地域協力ネットワーク</b> 地域で活動している様々な団体や市民が連携・協力し、安全・安心なまちづくりのために活動する  <b>ふれあいのまちづくり</b> 小学校通学区域を中心に住民懇談会等、住民参加型のまちづくり活動を行う

## 2 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

この地域福祉を進めるのが「地域福祉計画」で、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせて推進していくものです。

中でも、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中、「自助」「公助」だけでなく市民同士の支え合いにより解決していく「互助」「共助」が地域福祉の重要なポイントとなっています。



第3期地域福祉計画までは、「自助・共助・公助」の3つの区分で記載をしていましたが、第4期地域福祉計画では下記の国の地域包括ケアシステムの考え方及び、西東京市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図り、4つの区分に変更しています。

### 参考 国の定義

平成25年度の地域包括ケア研究会報告書では、自助・互助・共助・公助を以下の様に定義しています。

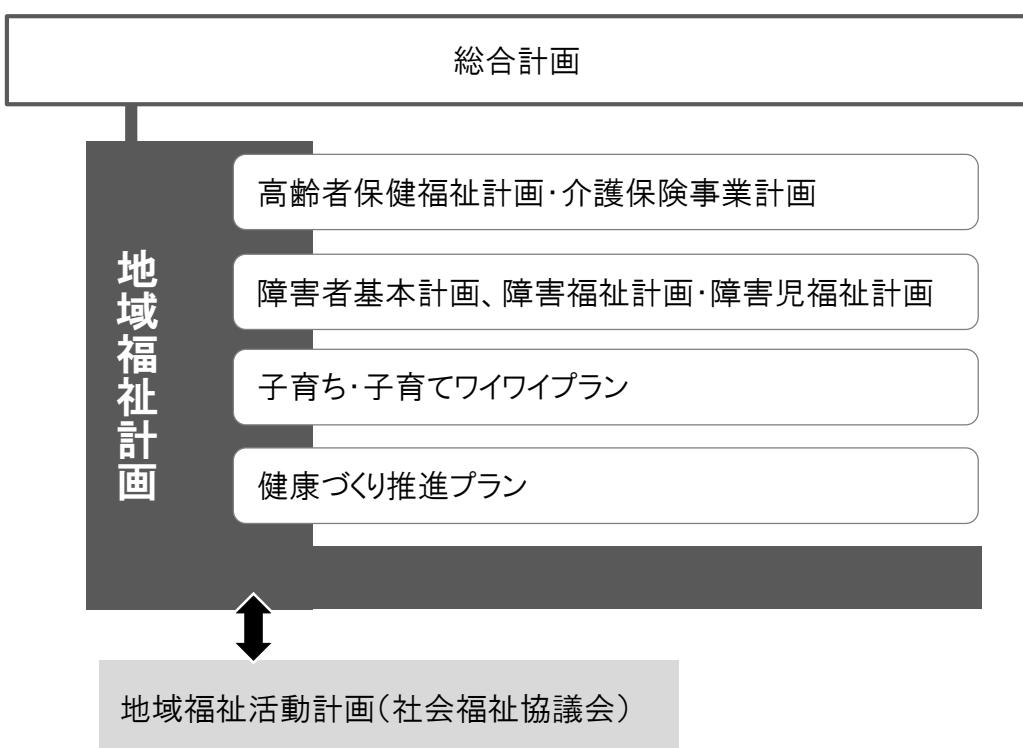
「公助」は税による公の負担、  
 「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、  
 「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。  
 これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

### 3 計画の位置付け

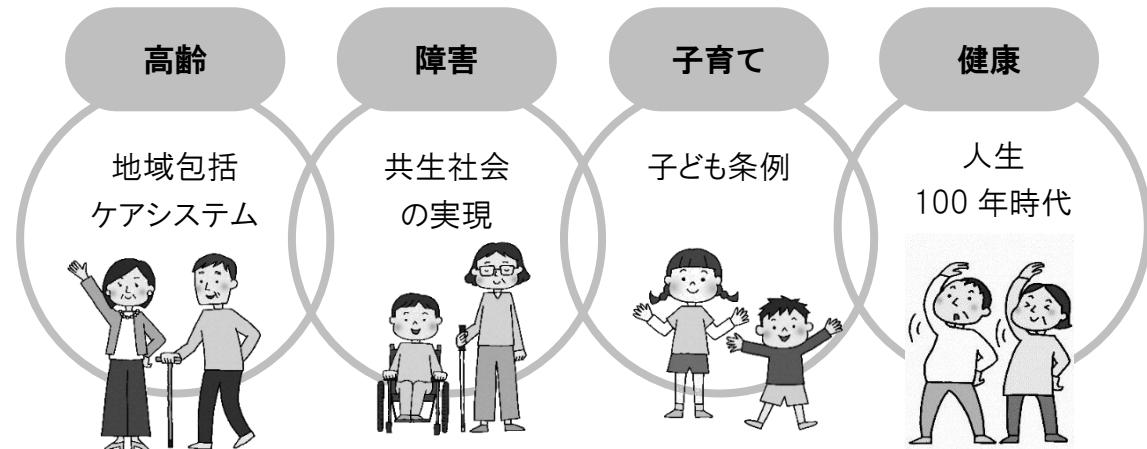
本計画は、社会福祉法第107条に基づく、市町村地域福祉計画として策定したものです。

総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子育ち・子育てワイワイプラン、健康づくり推進プラン）を横断的につなぐ役割を担っています。

また、市民の活動計画として、社会福祉協議会が市民とともに策定した「地域福祉活動計画」と、市が目指す地域共生社会の姿を共有しながら、相互に連携を図っていきます。



#### ■各計画の重要課題



## 4 計画の期間

本計画は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5か年を計画期間とします。

	平成 26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
総合計画						第2次基本構想				
					前期基本計画			後期基本計画		
地域福祉計画				第3期			第4期			
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)				第三次			第四次			
高齢者保健福祉計 画・介護保険事業 計画			第6期		第7期		第8期			
障害者基本計画					基本計画					
障害福祉計画			第4期		第5期		第6期			
障害児福祉計画					第1期		第2期			
子育ち・子育てワイ ワイプラン				第2期（平成27年度～平成36年度）						
健康づくり推進プラン			第2次（平成25年度～平成35年度）							

## 5 計画の策定方法

本計画は、次のような過程を経て策定してきました。

### (1) アンケート調査

- ①市民:1,270 件回収
- ②民生委員・児童委員:137 件回収

### (2) 地区懇談会

- (4地区で開催)
- 延べ 328 人参加

### (3) 団体・事業者調査

- ①団体:12 団体回答、7 団体ヒアリング
- ②事業者:15 事業者回答、8 事業者ヒアリング

### (4) 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会

平成 29 年度:3回実施  
平成 30 年度:●回実施

### (5) パブリックコメント・市民説明会

パブリックコメント:●件  
市民説明会:●回

## (1) アンケート調査

本調査は、計画の策定にあたり、市民の方の近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に関する状況や要望を把握するため実施しました。

種類	①市民	②民生委員・児童委員
対象	市内在住の 18 歳以上市民より 無作為抽出	全民生委員・児童委員
配布回収	郵送配布、郵送回収	民生委員・児童委員会議にて 配布、郵送回収
調査期間	平成 29 年 11 月 6 日～11 月 27 日	
配布	2,500 件	140 件
回収	1,270 件	137 件
回収率	50.8%	97.8%

## (2) 地区懇談会

地区懇談会は、地域で生活・活動する市民目線での、地域の現状や課題、解決アイデア等を話し合っていただきました。

地区	対象地域	回	日付	参加者数
西部	西原町・緑町・谷戸町・芝久保町・ひばりが丘	第1回	平成30年1月16日	22人
		第2回	平成30年1月23日	中止(天候不順)
		第3回	平成30年1月30日	23人
北東部	富士町・中町・東町・ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷	第1回	平成30年1月17日	24人
		第2回	平成30年1月24日	20人
		第3回	平成30年1月31日	18人
中部	田無町・北原町・保谷町・泉町・住吉町	第1回	平成30年1月18日	26人
		第2回	平成30年1月25日	20人
		第3回	平成30年2月1日	18人
南部	南町・向台町・新町・柳沢・東伏見	第1回	平成30年1月19日	27人
		第2回	平成30年1月26日	25人
		第3回	平成30年2月2日	25人
全地区合同発表会			平成30年2月16日	80人

## (3) 団体・事業者調査

団体・事業者調査は、地域福祉に関する団体や事業者の状況や要望を把握するため実施しました。

種類	①団体	②事業者
対象	市内活動団体	市内活動事業者
配布回収	郵送配布、郵送回収	
調査期間	平成30年5月7日～5月25日	
配布・回収	20件配布、12件回収(60%)	30件配布、15件回収(50%)
ヒアリング期間	平成30年6月15日～6月22日	
ヒアリング	7団体	8事業者

## (4) 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会

計画策定・普及推進委員会において、計画内容の検討を行いました。

## (5) パブリックコメント・市民説明会

※今後実施予定

## 第2章 西東京市の状況



### 1 統計で見る状況

#### (1) 人口の変化



平成 22 年  
194,724 人

平成 30 年  
201,058 人

総人口は増えています。

##### 総人口の内訳



0～14 歳  
12.8%



15～64 歳  
66.6%



65 歳～  
20.6%



0～14 歳  
12.3%



15～64 歳  
63.9%



65 歳～  
23.8%

0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口の割合は減少していますが、65 歳以上の高齢人口の割合は増加しています。



外国籍市民  
1.7%



外国籍市民  
2.14%  
(平成 30 年)



介護保険  
認定者  
16.4%



介護保険  
認定者  
20.8%  
(平成 29 年)



障害者手帳  
所持者  
3.5%



障害者手帳  
所持者  
4.1%  
(平成 28 年)



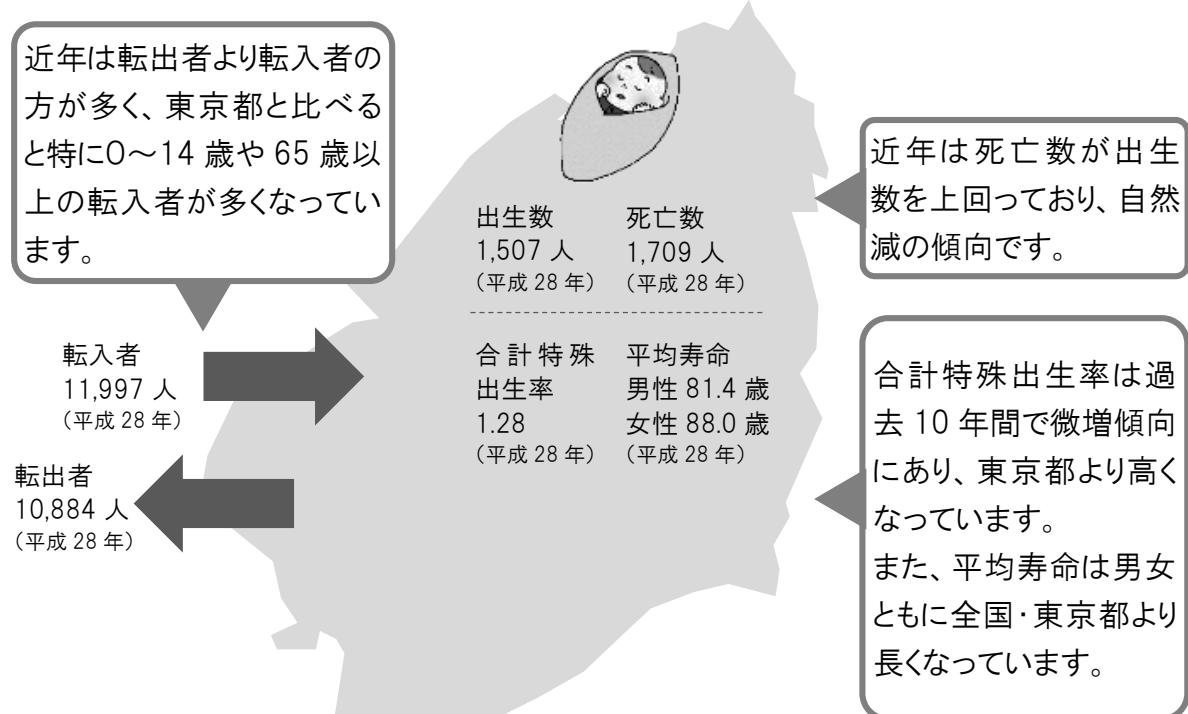
生活保護  
受給者  
1.46%



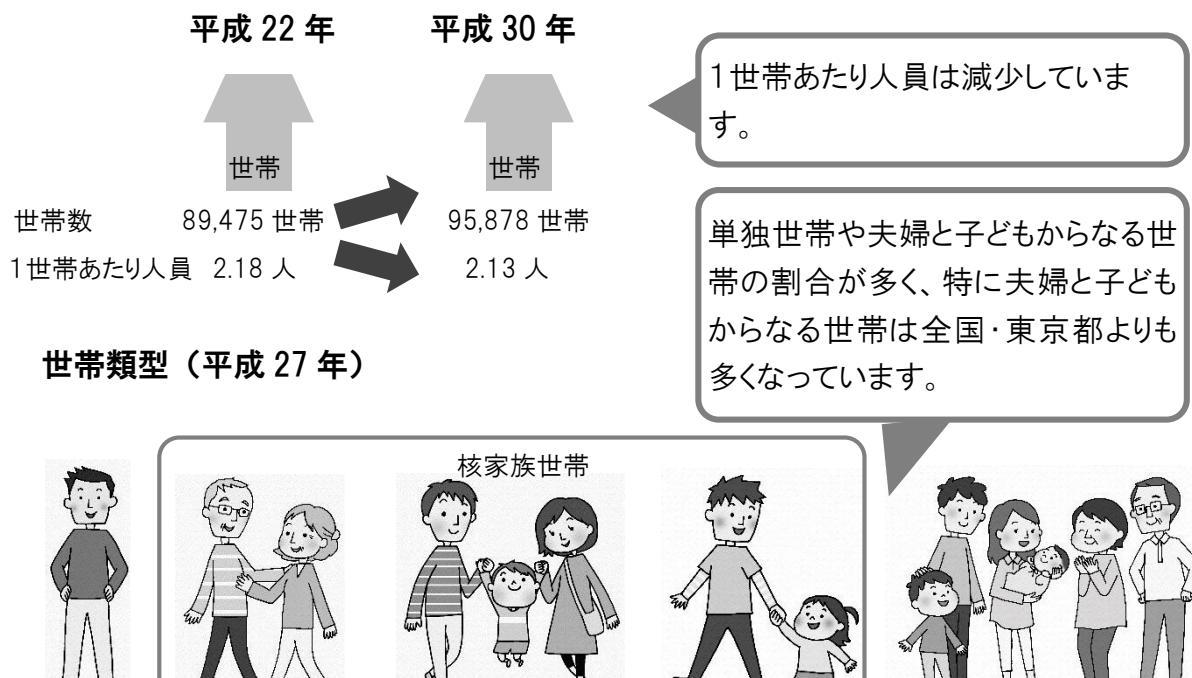
生活保護  
受給者  
2.04%  
(平成 29 年)

外国籍市民、介護保険認定者、障害者手帳所持者、生活保護受給者の割合は増加しています。

## (2) 人口の変化要因



## (3) 世帯の変化



単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子どもからなる世帯	ひとり親と子どもからなる世帯	3世代世帯
38.3%	19.0%	29.0%	8.6%	2.1%

## 2 アンケート調査結果

### (1) 地域の中の関係性



普段の近所付き合いは、「顔を合わせれば、あいさつする」が 72.0%

地域での人との付き合いが「必要だと思う」「まあまあ必要だと思う」は 81.8%

8割の人が、近所付き合いが必要だと感じています。



#### 地域の課題

近所との交流が少ない: 30.0%  
緊急時はどうしたら良いか分からぬ: 22.0%  
世代間の交流が少ない: 17.2%  
地域の活動が活発でない: 17.2%  
あいさつをしない人が多い: 14.2%

近所や世代間での交流が少ないという課題が多くなっています。

### (2) 助け合い・ボランティア



日常生活で困ったときに、手助けを頼める人の有無は、  
手助けを頼める人がいる: 48.3%  
手助けを頼みたいがない: 8.8%



日常生活が不便になった時、地域の人たちにしてほしいことは、  
①災害時の手助け: 39.7%  
②急病時の対応: 36.9%  
③安否確認の見守り、声かけ: 31.7%

日常生活で困ったときに手助けを頼みたいが頼める人がいない人が約1割います。日常生活が不便になった時に地域の人たちにしてほしいことは、いざという時の支援が多くなっています。



ボランティア活動の経験は、  
ある: 16.0%  
ない: 76.7%



経験がない理由の最多は、  
18~29歳、60~69歳  
→「身近に活動グループや仲間がないのでよく分からない」  
30~59歳  
→「活動したい気持ちはあるが、仕事や家事が忙しく時間がない」  
70歳以上  
→「健康に自信がないので難しい」

今後の参加意向は、  
参加したい: 39.7%

ボランティア活動の経験がない人が大半ですが、今後は参加したい人が約4割と多くなっています。また、経験がない理由は年代により違います。

### (3) 今後の方向性



地域課題をどのように方法で解決するのが良いかは、「住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい」が 58.9%

約6割の人が、地域課題について住民と行政や専門機関が協力して解決したいと回答しています。



住民参加の取組を進める上で必要なこと  
 ①活動を支える協力者: 50.6%  
 ②活動の資金: 31.7%  
 ③活動者・協力者間の交流・相談の場: 29.5%

住民参加の取組を進める上で必要なことは、活動を支える協力者が特に多くなっています。

#### 地域福祉推進のために市が優先的に取り組むべきだと考える施策

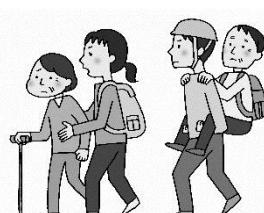
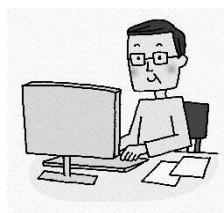
##### <市民からの回答>

- ①分かりやすい情報の提供: 37.7%
- ②防災対策の充実: 24.6%
- ③防犯対策の充実: 21.8%
- ④学校における福祉教育の充実: 16.3%
- ⑤人にやさしいまちづくりの推進: 15.8%

##### <民生委員からの回答>

- ①地域における連携体制づくり: 41.6%
- ②分かりやすい情報の提供: 35.8%
- ③相談支援体制の充実: 24.8%
- ④防災対策の充実: 23.4%
- ⑤地域における支え合い活動の促進: 21.2%

情報提供や相談支援体制の充実、防災・防犯面への取組等を優先すべきとの意見が多くなっています。また、地域における連携体制づくりについても必要とされています。



### ③ 地区懇談会結果

#### (1) 地域の中の関係性



- ・地域コミュニティが衰退している
- ・地域を必要と感じていない人が多くなっている
- ・転入・転出が多くつながりがつくりづらい
- ・自治会がない地域がある。ある場合でも機能していないかったり、若い人の加入が少ない

地域のつながりが弱くなっています。



- ・サロンなどの地域の居場所や交流の場所が少ない
- ・場があっても周知されていない
- ・活動団体同士の交流など横のつながりが薄い
- ・空き家が増えているが活用できていない

交流の場が少なからず、あっても周知されていません。

#### (2) 助け合い・ボランティア



- ・ボランティア活動に取り組む人の高齢化や活動に新しく取り組む人が少ない
- ・ボランティア活動に参加したくとも、新たな活動へ参加しづらい
- ・ふれあいのまちづくり事業やふれまち助け合い活動があまり知られていない

ボランティア活動に取り組む担い手が不足しています。



- ・困りごとがあるてもSOSを出さない人や、出せない人がいる
- ・近所付き合いが少ないと個人情報保護の観点から、困っている人の把握が難しい
- ・制度の狭間の課題で困っている人がいる

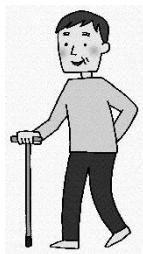
困っている人の把握が困難になっています。

### (3) 生活面の不便さ



- ・市や社会福祉協議会のサービスなどの情報が届いていない
- ・近所付き合いが希薄で情報共有する機会がほとんどない
- ・相談先が複雑で分かりづらい、気軽に相談しづらい

必要な支援や相談窓口などの情報が届きにくい状況です。



- ・坂が多く、ちょっとした移動でも大変
- ・近所の商店などが閉店してしまい、徒歩圏内で買い物する場所がなくなっている
- ・公共交通機関等の便が悪く、買い物や病院に行くのに不便

交通の便が悪く、買い物や通院に不便な地域があります。

### (4) 防災・防犯面



- ・日頃のつながりが無いことから災害時の孤立が心配
- ・災害時の対応方法が分からぬ
- ・振り込め詐欺や空き巣などの犯罪被害がでている

防災・防犯面などいざという時の対応について不安がでています。

## 4

# 団体・事業者調査結果

## (1) 団体

### ① 地域の状況



#### 地域の課題

- ①世代間の交流が少ない: 42.9%
- ②近所との交流が少ない: 28.6%
- ③移動手段が整っていない: 28.6%

- ヒアリング結果
- ・あいさつが少ない、世代間の交流が少ない
  - ・色々な場に行ってみてもなじめず孤立している人もいる
  - ・情報が届かずサービスに結びつきにくい人がいる

地域の中の交流が少ないことや、孤立している人がいます。



#### 地域の中で支援が必要だと感じる人

- ①高齢者のみの世帯: 42.9%
- ②閉じこもりや引きこもりの人: 35.7%
- ③認知症の人: 21.4%
- ③生活困窮者: 21.4%

- ヒアリング結果
- ・8050 問題の世帯が地域にある
  - ・支援が必要ということが理解できない人もいる
  - ・全世代がとりあえず相談ができるところがあると良い

8050 問題など、多様な課題を抱える人がいます。

### ② 活動状況



#### 活動上の困りごと

- ①リーダーが育たない: 50.0%
- ①活動資金が足りない: 50.0%
- ③新しいメンバーが入らない: 35.7%

- ヒアリング結果
- ・新しいメンバーが入るような新たな取組が必要
  - ・活動者を支援する仕組みが必要
  - ・臨時のボランティアはいてもコアメンバーが集まらない

リーダーの育成や新しいメンバーの不足が特に課題となっています。



#### メンバー募集は、「常に行っている」が 78.6%

#### 情報発信

- ①チラシやパンフレットの配布: 64.3%
- ②メンバーなどによる口コミ: 50.0%
- ③ホームページや SNS: 42.9%

- ヒアリング結果
- ・口コミやチラシによる情報発信を行っている団体が多い
  - ・ホームページやSNSでメンバーが増えている団体がある
  - ・分野によってはメンバーが集まりやすい団体もある

メンバー募集は常に行っており、多様な媒体で情報発信をしている団体が多くなっています。

## (2) 事業者

### ① 地域の状況



#### 地域の課題

- ①サービスに結びついていない人がいる: 53.3%
- ②近所との交流が少ない: 46.7%
- ③地域から孤立している人がいる: 40.0%

#### ヒアリング結果

- ・つながりを持っている人は多くの居場所等に行く反面、つながりを持たない人は全く持っていないという両極端な傾向
- ・インフォーマルなサービスが少ない
- ・交通の便が悪く、外出の妨げとなっている地域もある

地域とのつながりが薄れる中で、サービスに結びついていない人、孤立している人が多くなっています。

### ② 地域活動の状況



#### 現在行っている地域活動

- ①ボランティアの受け入れ: 73.3%
  - ②研修会・学習会などへの講師派遣: 33.3%
  - ③施設の一部開放や物品等の貸し出し: 26.7%
- 地域活動を進める上で市に期待すること**
- ①地域における施設と住民をつなぐコーディネーターの配置: 73.3%
  - ②活動資金確保に向けた支援の充実: 46.7%
  - ③施設、住民を含めたネットワークづくり: 40.0%
  - ④施設と地域の連携協働に関する意見交換の場づくり: 40.0%

#### ヒアリング結果

- ・地域活動を行いたくても、地域で何が求められているかや、どの様に行ったら良いかの情報や相談先がない
- ・多問題の場合1事業者のみでの対応が難しいこともあるが、事業者同士の横のつながりがない
- ・事業者と地域をつなぐ場があると良い
- ・地域活動に関する事例集があると良い

既に地域とともに活動を行っている事業者は多くありますが、活動するにあたり地域の課題や実際に取り組んでいく上での情報や相談相手が必要とされています。

### ③ サービスの質の向上



#### 質の向上のために取り組んでいること

- ①サービス提供にかかる職員研修の実施: 86.7%
- ②個人情報保護・管理の徹底: 86.7%
- ③相談窓口の設置などの環境整備: 60.0%
- ④利用者への情報提供の充実: 60.0%
- ⑤施設・設備等の充実: 60.0%

#### ヒアリング結果

- ・独自研修や資格取得支援を行っている事業者が多い
- ・福祉サービス第三者評価や満足度調査等を実施している事業者もある

各事業者においてサービスの質の向上のための取組を行っています。

## 5 西東京市の現状から見える課題

現在の市の状況とアンケート調査や地区懇談会の結果などを踏まえ、本計画では以下の3つの点を特に大きな課題として捉え、検討していきます。

### ●地域のつながりが希薄化しています



隣近所の付き合いが少なく、交流の場も少なく感じます。近所や地域とのつながりが少ないことで、孤立てしまっている人もいるようです。地域で活動する団体や事業者同士の横のつながりも薄いです。

市ではこれまで様々な取組を通じて、多様な地域でのつながりづくりに取り組んできました。

一方で、地域のつながりが希薄化しているということは、以前から指摘されており、つながりが希薄であるという市民の実感は大きく変わっていないのが現状です。また、地域における住民同士のつながりづくりに加え、地域で活動する団体・事業者同士の横の連携、住民と団体事業者とのつながりづくりについても一層促進していくことが必要です。

### ●相談先が分からず人が多くいます



相談先が複雑で分かりづらく感じます。ちょっとした困りごとも気軽に相談できると良いです。団体や事業者も地域で活動する際に相談先がなく困っているようです。

これまでほっとネットにより、地域福祉コーディネーターに困りごとを相談できる体制をつくってきたほか、各分野の相談も実施していますが、多問題ケースなどの分野横断的な相談体制の整備と、その周知が必要となっています。また、活動者を支えるための支援の充実も必要です。



### ●必要な人に必要な情報が届いていません



市では色々な助け合いの活動やサービスがあるようですが、必要になった時にその情報が得にくいで。情報を受け取る側にとって分かりやすい情報発信をしてほしいです。

市としての情報発信は様々な媒体を用いながら行っていますが、依然として必要な人に必要な情報が届いていないという声もあります。情報を受け取る側の立場に立ったよりきめ細やかな発信の工夫が必要です。



# 第3章 計画の目指すもの



## 1 西東京市版地域共生社会とは

西東京市版地域共生社会とは、市に住み・活動するすべての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍する社会のことです。

地域においては、一人ひとりが地域で起こる問題を「我が事」として捉え、地域の人々の困りごとに気づき、世代や分野を超えて地域の人たちや地域の資源が「丸ごと」つながる取組を通して、地域のみんなで解決したり、適切な支援につなげる仕組みをつくっていきます。

また、行政をはじめ各専門機関では、あらゆる分野、あらゆる機関が連携し、包括的・専門的な支援を行う体制をつくり、地域の活動を支えていきます。

第3章

### ■西東京市版地域共生社会イメージ図



行政・専門機関 = あらゆる分野、あらゆる機関が連携し、  
包括的・専門的な支援を行う体制づくり

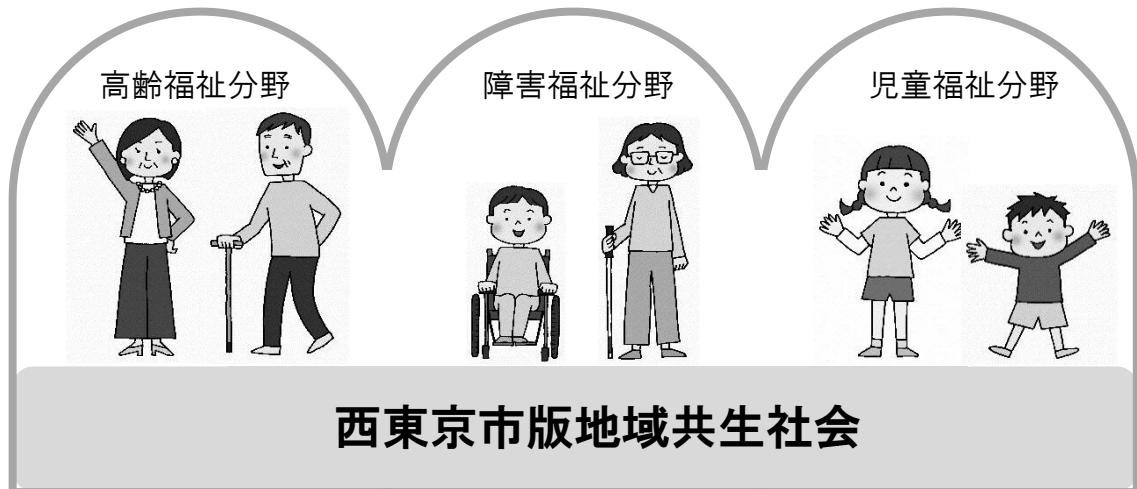


## 市全体における位置付け

西東京市版地域共生社会の実現には、従来の高齢者・障害者・子どもといった分野別の社会福祉サービスを「縦割り」で提供するのではなく、世代や分野を越えた「丸ごと」の考え方でのつながりづくりや、課題解決・支援につなぐ仕組みをつくるいくことが必要です。

社会福祉法の改正により、地域福祉計画は、高齢者・障害者・子どもなど各分野の保健福祉計画の上位計画として位置付けられました。この第4期地域福祉計画では、各種保健福祉計画で共通して取り組む事項として「地域づくり」をキーワードとし、分野横断的に地域福祉の推進に取り組んでいきます。

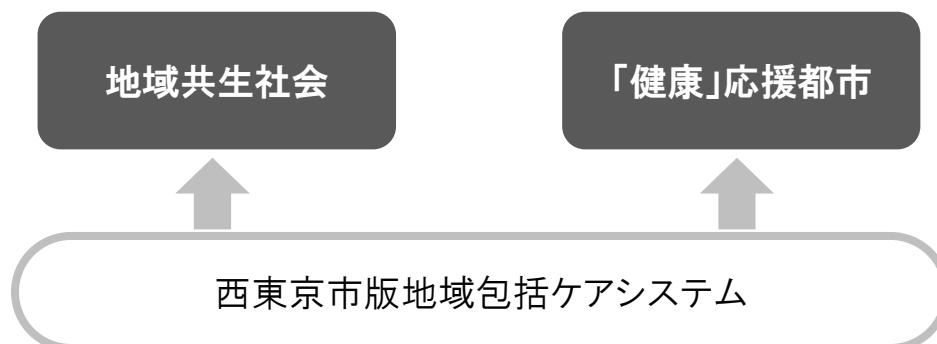
### ■世代や分野を越えた西東京市版地域共生社会の実現



市では、地域共生社会や「健康」応援都市を実現するための「仕組み」や「プラットフォーム」と位置付けて、西東京市版地域包括ケアシステム構築の取組を推進しており、主に、2025年問題に向けた課題について検討を進めています。

全市的に分野を越えた共生型、全世代型の地域ケアのあり方を検討し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちづくりの実現を目指します。

### ■西東京市における地域共生社会の位置付け



## 2 基本理念

市では第2期計画以降、地域福祉推進の理念を下記のとおり設定し、ふれあいや支え合いのある地域づくりを進めてきました。

本計画においても基本理念については引き継ぐとともに、第4期計画において重点的に取り組むこととして、市民と行政や専門機関を含めた地域のあらゆる主体がともに活躍し、活気があるまちを目指すという意味を込めて、下記のとおり新たにサブタイトルを設定しました。

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京

～ともに生きる！まちづくり～

## 3 基本方針

### （1）市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します

地域の中で起きている課題について主体的に考えられるような福祉教育・啓発を充実し、市民一人ひとりの活動への参画を促進するとともに、ボランティアやNPO、社会福祉法人などの活動支援や、それらの団体や関係機関、各種ネットワークが広く連携することにより、市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します。

### （2）適切な支援を安心して受けられるための仕組みを充実します

地域で孤立している人や必要な支援に結びついていない人を把握し、適切な支援へと結びつけていくとともに、虐待や自殺、生活困窮、犯罪や非行からの立ち直り支援など、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組み、適切な支援を安心して受けられるための仕組みを充実します。

### （3）地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます

身近な地域における防災・防犯の取組を充実するとともに、施設や道路などを誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインの考え方に基づき整備を進めるほか、移動手段の確保や就労支援など、地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます。

## 4

# 計画の体系

基本理念

基本方針

基本目標

施策の方向

市民の主体的な参画と協働による  
地域福祉を推進します

適切な支援を安心して受けられる  
ためのしくみを充実します

地域で安心して快適に暮らせる  
環境づくりを進めます

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち

西東京

### 基本目標1

一人ひとりが活躍する地域づくり

- (1) 福祉教育・啓発の充実
- (2) 地域活動・ボランティア活動の参画促進
- (3) 専門的な人材の育成

### 基本目標2

みんながつながりあう地域づくり

- (1) 地域における活動の推進
- (2) 交流の場・活動の場づくり
- (3) 地域における連携体制づくり

### 基本目標3

社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

- (1) 支援に結びつけるしくみづくり
- (2) 多様な生活課題への対応
- (3) 権利を擁護するしくみづくり

### 基本目標4

サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり

- (1) 情報提供の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) サービスの質の向上

### 基本目標5

災害や犯罪を防ぐ環境づくり

- (1) 防災対策の充実
- (2) 防犯対策の充実

### 基本目標6

誰もが快適に暮らせる環境づくり

- (1) 人にやさしいまちづくりの推進
- (2) 移動手段の確保
- (3) 就労に困難を抱える人の就労支援

# 第4章 重点的な取組



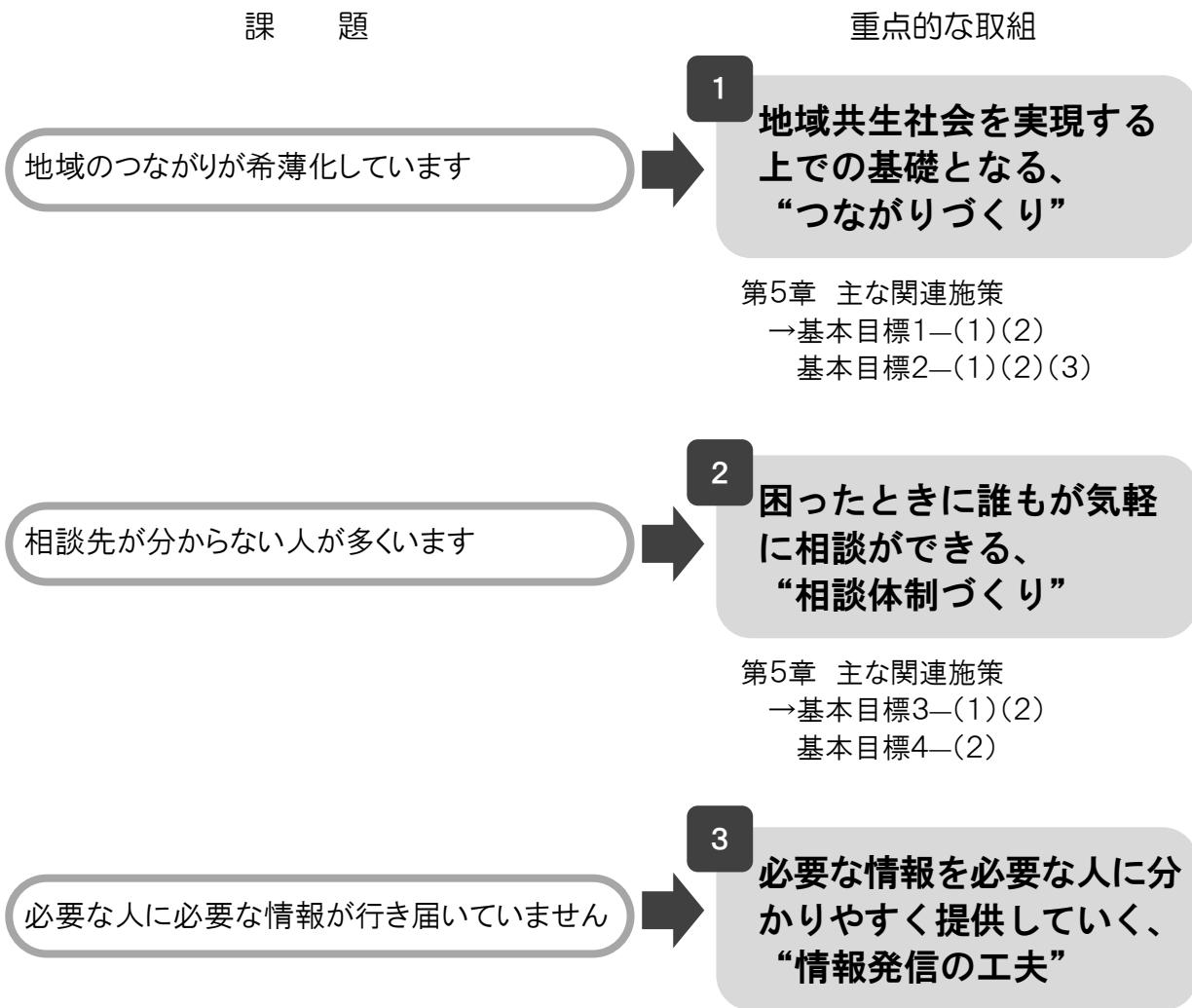
市では、これまでの間、第2期計画で構築した「ほっとするまちネットワークシステム」を中心に据え、地域福祉の推進に取り組んできました。

この結果、地域福祉コーディネーターへの相談件数や活動件数、ほっとネット推進員の登録者数など順調に伸びており、地域の困りごとや課題を解決していくネットワークとして一定の成果を挙げています。

また、この間に策定された各種保健福祉計画においては、「地域でのささえあい」「地域のつながり」という様に「地域づくり」を重要な視点として取りあげています。

本計画では、「西東京市版地域共生社会」の実現を見据え、「あらゆる主体が活躍する地域」づくりを進めるため、アンケート調査や地区懇談会の結果などから浮かびあがってきた特に大きな3つの課題に対して、以下の重点的な取組を設定していきます。

## 第4章



# 1

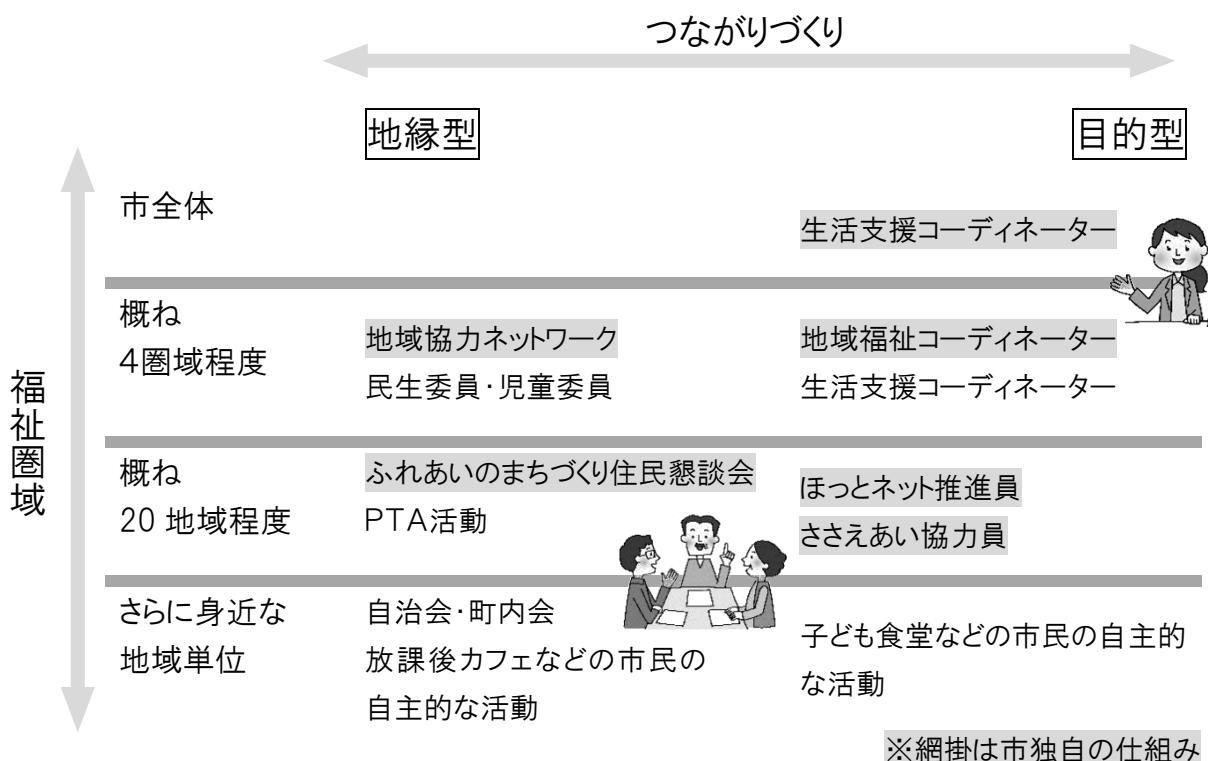
# つながりづくり

## 現状のつながりづくり

市では、自治会・町内会の結成率が低い中で、ほっとネットや地域協力ネットワークといった市独自の仕組みを通じて、地域でのつながりづくりに取り組んできました。また、地域福祉コーディネーターを中心として、地域の人・サービス・関係機関などがつながり、複雑化・多様化する地域での課題解決に対応してきました。

しかし、近年では様々なコーディネーターや地域でのつながりづくりのためのネットワークが増えてきており、それぞれが担う役割や事業の仕組みなどについて重複する部分があるなど複雑化してきたため、市民が分かりやすい仕組みに整理することが求められています。

また、これらの市の仕組みとは別に、放課後カフェや子ども食堂など、地域での課題に対応したつながりづくりや居場所づくりとして、市民の自主的な活動が増えている状況です。



## 検討の方向性

西東京市版地域共生社会の実現に向けては、その基礎となるつながりづくりが重要です。そのため、地域のつながりづくりのためのネットワークやコーディネーターについては、現状を踏まえて今一度見直しを図りながら推進していく必要があります。また、市民の活動の場・出会いの場となる居場所づくりについても、より一層充実させる必要があります。

市独自の仕組みとして、地域でのつながりづくりのためのネットワークや様々なコーディネーターに関する事業については、その見直しを検討する会議体を新たに設置した上で継続議論し、市民や関係者にとって分かりやすく整理していきます。

また、身近な地域における交流の場としての居場所の重要性に鑑み、市民が地域活動を行う「場」の量的な充実を図ります。併せて、多様化する居場所への市民のニーズに対応するため、地域に存在する居場所に関する情報や、居場所を含む地域の活動に関する取組の情報収集と提供を行うなど、質的な面での充実に向けた支援を行っていきます。



## 2 相談体制づくり

### 現状の相談体制

市ではこれまで、市民からの相談については高齢者における地域包括支援センターでの相談対応や、子どもに関する子ども家庭支援センターでの相談対応などそれぞれの分野ごとにおける相談対応体制の充実を図ってきたところです。

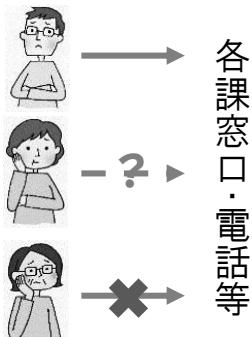
しかし、制度の狭間の課題を抱えるケースや分野がまたがる複雑なケース、複合的な課題を抱えるケースが増えてきている中、どこに相談に行ったら良いか分からぬといった声も多くなっています。

また、相談受付の手段としては、窓口における対面相談のほか、電話やメールなどの手段による相談対応も行ってきたほか、必要に応じて地域に出向いての相談も行ってきたところです。

しかし、アンケートや地区懇談会の結果では、地域とのつながりが不十分であることにより、何らかの支援が必要な状況であるにも関わらず、必要な支援に結びついていない方が少なからずいる状況があります。

行政の窓口は…

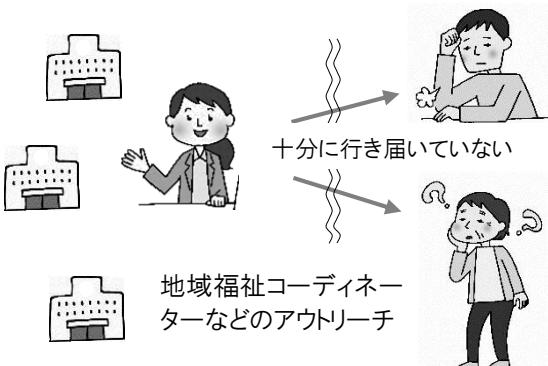
分野ごとに多くの相談先があり  
窓口が分からぬなど



- 市役所に来所し、分野別の窓口へ
- 市役所に電話をし、分野別の担当課へ
- 部署によってはメール相談も受け付け

地域に出向いた相談は…

必要な支援に結びついて  
いないなど



- 地域に出向いた地域福祉コーディネーター等による相談受付

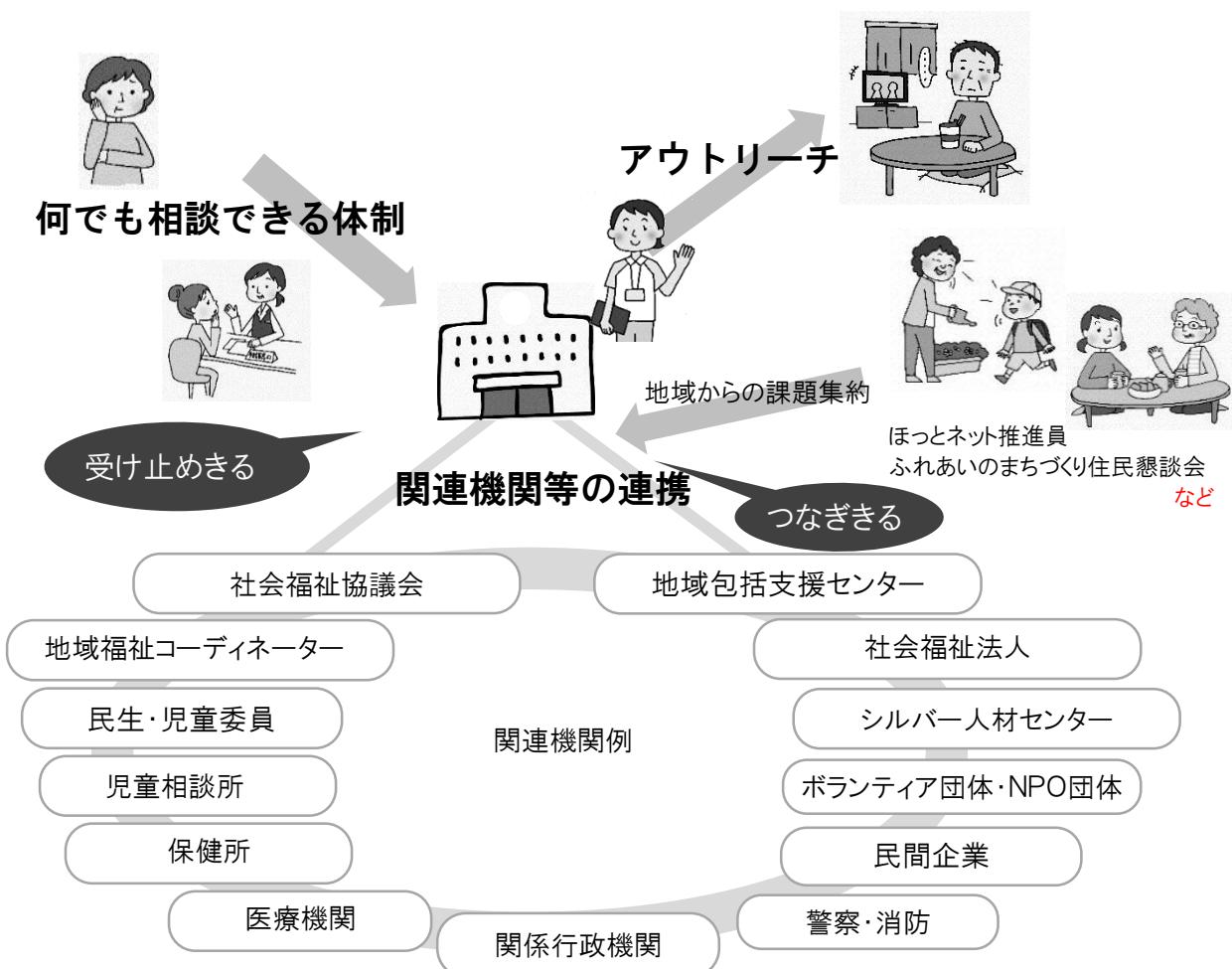
## 検討の方向性

今後は、複雑化・複合化した課題を抱えるケースにも対応できるような包括的な相談体制を整備し、市民が何でも相談することができ、相談する窓口が分からなくて困ることが無い様にすることが求められています。

そのため、市民からの相談を一元的に受け付け、関連機関等と連携し、適切な専門機関等に確実につなぐことにより、課題解決を行うことができる相談支援体制及びそれを支える関連機関等の連携体制の構築に取り組みます。

また、包括的な相談支援体制をより効果的に機能させるために、地域に出向いた活動（アウトリーチ）を重視するとともに、相談支援体制に関する広報を積極的に行うことで、必要な支援に結びついていない方などからの相談や課題などを発見し、支援に結びつけていきます。

併せて、地域を支える住民の活動の重要性にも鑑みて、ほっとネット推進員などの地域で活動している方々に対する支援体制についても、より一層の充実を図り、地域からの課題提起を受け付け、集約し、解決につなげる仕組みの構築に取り組みます。



### ③ 情報発信の工夫

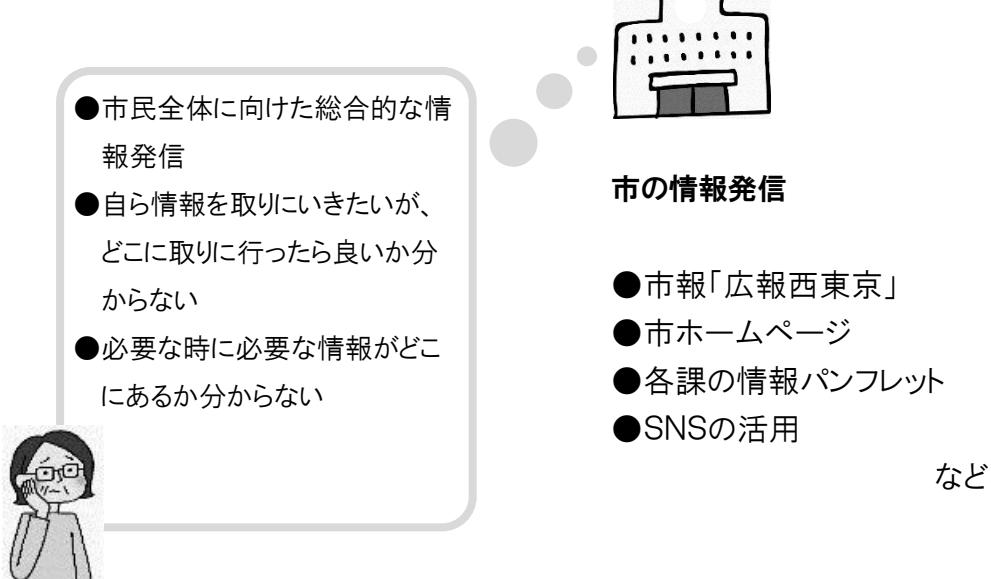
#### 現状の情報発信

市ではこれまで、市民に対する分かりやすい情報発信に努めており、市報やホームページ、各課の発行する各種パンフレットなどに加え、近年では SNS の活用などの新たな手法も加えた様々な工夫を行ってきました。

これにより市民は様々なツールを通じて市の発信する情報を検索、入手することが可能となりました。

しかし、アンケートの結果では、依然として「分かりやすい情報の提供」への要望が多くなっており、また、地区懇談会においては、市のサービスや相談窓口などの情報が必要な時に得られにくいとの声が挙げられています。

また、ボランティア活動や居場所など、市域全体よりも、より身近な地域の中での情報を共有する手段が少ないとことにより、市民の地域活動への参加につながっていない一因となっている状況があります。



## 検討の方向性

市の情報発信に関しては、これまで市民に分かりやすい情報発信に努めてきましたが、引き続き新たな手法も含めた情報発信の方法を工夫していきます。

また、年代や属性、情報を入手するまでの障害の有無など、情報の受け手側の立場に立った視点での情報提供に努め、誰でも必要なときに必要な情報が入手することができるようなきめ細やかな情報提供の検討を行います。

併せて、より身近な地域の中の情報については、地域内における口コミや掲示板などの活用や、地域における情報発信の機会・場の提供など、地域内の情報共有の促進に取り組みます。

### 市の発信

- 情報発信方法の工夫
- 世代別、目的別など、ターゲットの明確化
- 講座やイベントを活用した情報発信
- SNSの活用

### 地域内の情報共有

- 出前講座など地域に出向いた情報発信
- 地域内の口コミや掲示板等での共有
- 圏域など、地域に的を絞った情報発信の検討

#### 【情報の内容例】

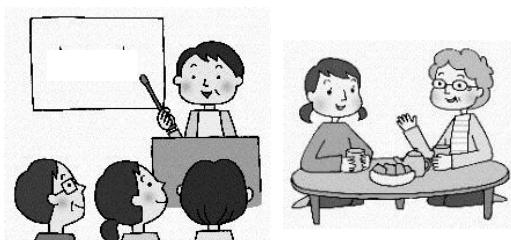
- ・サービス
- ・イベントや講演会
- ・市政全般に関する情報

#### 【情報の内容例】

- ・地域のイベントや活動
- ・地域の居場所
- ・地域別の情報



など



# 第5章 施策の展開



第5章については、基本目標ごとの現状と課題を踏まえ、

- 施策の方向
- 地域で取り組めること
- 市が取り組むこと

について掲載しています。第5章の見方については下記のとおりとなります。

## (1) 福祉教育・啓発の充実

### 施策の方向

福祉についての理解と関心を深めるとともに、地域の課題に地域で気づき、一人ひとりが主体的に考え方行動するきっかけづくりとなるよう、福祉教育・啓発を充実します。

施策ごとの方向性について記載しています。

### 地域で取り組めること

例えば…

- ・隣近所や地域の中で、あいさつをし合える雰囲気をつくる
- ・地域で助け合い支えあう輪が地域に広がる様に、声掛けしていく
- ・地域の人の「困った」を、自分にも起こりうることだと認識する

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう!)



地域で取り組めることについて、「例え…」として、アンケート調査や地区懇談会、計画策定・普及推進委員会等で出てきた意見等を要約し、記載しています。

下段は市民のみなさんが施策を身近に感じていただくためのスペースです。地域で取り組めることを書きこんでみて下さい。

### 市が取り組むこと

学校における福祉教育の機会や、生涯学習関係の講座等を通じた福祉に関する啓発・広報活動を充実します。

また、市報やホームページ、エフエム放送、各種行事などを活用し、福祉に関する啓発・広報活動を充実します。

#### ■主な取組

##### ①学校における福祉教育の充実

学校教育における奉仕体験活動の推進

生活福祉課

教育指導課

人権教育の推進

##### ②地域における福祉の学習機会の充実

出前講座の実施

生涯学習推進指針の推進

福祉課題の理解を深めるための講座の開催

企画政策

社会教育

公民館

##### ③福祉の啓発機会・場の充実

地域福祉に関する普及啓発活動の実施

生活福祉

高齢者福祉に関する普及啓発活動の実施

高齢者支援課

障害福祉に関する普及啓発活動の実施

障害福祉課

市が取り組むことについて、その内容と主な取組の例、所管課を記載しています。

## 基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり

### 現状と課題

近所付き合いの必要性は認識されている。  
一方で、地域のつながりが弱くなっている。  
また、ボランティア活動への参加意向があっても実際の活動に結びついていない人も多くいる。



### これまでの市の取組

- ・小学校での認知症センター教室の実施や、オリンピック・パラリンピック教育を通じた障害者理解の取組の実施など新たな福祉教育に取り組んできました。
- ・地域福祉コーディネーター事業、ささえあいネットワーク事業などを通じて、地域活動への参加促進につながる取組を実施してきました。

### 課題

#### ＜福祉に関する啓発が一層必要＞

- ・地域での人との付き合いやかかわりについては、「必要がある」という回答が約8割となっており、付き合いの程度については「顔を合わせれば、あいさつする」程度の付き合いという回答が約7割となっています。また、地区懇談会の中でも近所付き合いが弱くなっているとの意見が多く、地域の中のつながりは希薄化しています。市では学校での福祉教育等に取り組んでいますが、地域のつながりの中で住民同士がお互いに支え合うといった地域福祉に関する考え方などを啓発する機会・場については、一層の充実による啓発が必要です。

#### ＜ボランティア活動に参加したい人が取り組める支援が必要＞

- ・アンケートではボランティア活動の参加意向が約4割あるにもかかわらず、実際に活動経験があるのは1割半ば程度と少なく、ボランティア活動の仲間がいないことや忙しくて今は取り組めないといった理由が多くなっています。一方地区懇談会の中では、活動自体が知られておらず参加できていないという意見も出ており、参加したい人が活動に取り組めるための支援が必要です。

## (1) 福祉教育・啓発の充実

### 施策の方向

福祉についての理解と関心を深めるとともに、地域の課題に地域で気づき、一人ひとりが主体的に考え方行動するきっかけづくりとなるよう、福祉教育・啓発を充実します。

#### 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・隣近所や地域の中で、あいさつをし合える雰囲気をつくる
- ・地域で助け合い支え合う輪が地域に広がる様に、声かけしていく
- ・地域の人の「困った」を、自分にも起こりうることだと認識する

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)



#### 市が取り組むこと



学校における福祉教育の機会や、生涯学習関係の講座等を通じた福祉に関する学習機会を充実します。

また、市報やホームページ、エフエム放送、各種行事などを活用し、福祉に関する啓発・広報活動を充実します。

##### ■主な取組

###### ①学校における福祉教育の充実

学校教育における奉仕体験活動の推進	生活福祉課 教育指導課
人権教育の推進	教育指導課

###### ②地域における福祉の学習機会の充実

出前講座の実施	企画政策課
生涯学習推進指針の推進	社会教育課
福祉課題の理解を深めるための講座の開催	公民館

###### ③福祉の啓発機会・場の充実

地域福祉に関する普及啓発活動の実施	生活福祉課
高齢者福祉に関する普及啓発活動の実施	高齢者支援課
障害福祉に関する普及啓発活動の実施	障害福祉課

## (2) 地域活動・ボランティア活動の参画促進

### 施策の方向

自分自身の住む身近な地域をよりよくするための活動や、多様な分野におけるボランティア活動等、市民一人ひとりが地域活動・ボランティア活動に参画しやすい環境づくりに努めます。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・ほっとネット推進員やささえい協力員などの地域活動へ参加する・参加を勧める
- ・共通の困りごとや楽しいことなど、小さな集まりからはじめて活動につなげる
- ・ボランティアセンターに相談したり、地域活動ボランティア経験者に聞いてみる
- ・自治会・町内会がある地域は組織の活性化を行う。ない地域では新たな組織を検討する



(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)

#### 市が取り組むこと



ほっとネット推進員などの制度や、自治会・町内会への加入促進、各種講座の開催など多様な取組により、地域活動への参画を促進します。

また、ボランティアの養成講座の開催やボランティア活動の情報の周知により、ボランティア活動への参画を促進します。

#### ■主な取組

①地域活動への参画促進	
ほっとネット推進員の発掘・育成	生活福祉課
ふれあいのまちづくり事業への支援	
地域活動の促進のための支援	
ささえい訪問協力員登録の促進	高齢者支援課
自治会・町内会加入促進・啓発・支援	協働コミュニティ課
市民協働推進センター事業(ゆめこらぼ)の実施	
地域活動推進の各種講座の開催	公民館
②ボランティア活動の参画促進	
ボランティア・市民活動センターへの支援	生活福祉課
介護支援ボランティア制度の充実	高齢者支援課
ファミリーサポートセンター事業の周知	子ども家庭支援センター

### (3) 専門的な人材の育成

#### 施策の方向

市民個人の資格や職能、特技を発揮し、地域で活躍できるよう、専門的な人材を育成するとともに、ほっとネットの中心を担う地域福祉コーディネーターの一層の充実を図ります。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・地域の人材育成等の学習の機会を利用してみる
- ・専門的な職能や技術を持つ方を招き、地域行事に参加してもらい指導者として活躍してもらう
- ・子育てなどで仕事を離れている人材に呼びかけを行う

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)

#### 市が取り組むこと



大学などとの連携による福祉実習生の受入や民生・児童委員向けの研修等により、福祉の専門的な人材の資質向上に向けた支援を行います。

また、ほっとネットの中心を担う地域福祉コーディネーターの一層の充実を図ります。

##### ■主な取組

① 福祉人材の育成	
福祉実習生の受入	生活福祉課
ぐらしヘルパーの養成	高齢者支援課
各種研修への受講費用助成	
② 民生委員・児童委員への支援	
民生・児童委員に対する研修の実施	生活福祉課
③ 地域福祉コーディネーターの充実	
地域福祉コーディネーターの育成	生活福祉課

## 基本目標2 みんながつながりあう地域づくり

### 現状と課題

地域交流の拠点である地域活動拠点や居場所は増えつつある。

一方で、ニーズの多様化やそれらの場が知られていないことなどから、広報のあり方やネットワークづくりが必要。



### これまでの市の取組

- ・市民協働推進センター（ゆめこらぼ）での活動ノウハウなどの情報提供、機材やサロンスペースの貸出などの支援の取組が、登録団体数やホームページアクセス数の増加として現れています。
- ・地域福祉コーディネーターはサロンなどの交流や活動の場づくりの取組を支援しています。また、ふれあいのまちづくり事業の地域活動拠点については、第3期計画期間中に3か所増えています。
- ・地域における連携体制の構築の取組として、自治会、地域団体・組織、企業、警察、消防などで構成する地域協力ネットワークの設立と相談支援に取り組んでいます。これまでに、南部及び西部の地域協力ネットワークが設立されています。

### 課題

#### ＜多様な交流の機会や場を増やすことが必要＞

- ・アンケートでは、地域の中の課題として近所との交流が少ないことが3割で最も多いほか、地区懇談会においては地域交流の機会や場が少ないことが課題として挙げられています。また、居場所へのニーズが多様化しているという指摘も出ており、多様な居場所を増やしていくことが必要です。

#### ＜交流の場の広報や利便性の向上が必要＞

- ・活動を行う場の数は増えてきているものの、中にはそういった場が知られていないということや、公共施設の場合は活動の目的によっては、活動が制限される場合もあり、場の広報や使いやすさの検討が必要です。

#### ＜多様な分野の連携が必要＞

- ・団体・事業者調査では関係者や団体間の情報共有や横のつながりが少ないということも課題として挙がっており、福祉だけではなく様々な分野を含めたネットワークづくりが必要となっています。また、地域と団体・事業者とのつながりづくりの仕組みの検討も必要となっています。

## (1) 地域における活動の促進

### 施策の方向

地域で活動していく上での相談や情報提供等により、ボランティア団体・NPO等の市民活動団体や社会福祉法人等の活動が充実するよう支援します。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・個人では、ボランティア団体やNPO法人等の団体の活動に参加する
- ・各種団体等は、チラシやSNS等多様な手段で活動をPRする
- ・社会福祉法人は、連絡会を通した活動や各法人の取組を展開する

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)

#### 市が取り組むこと



活動を行う際のノウハウや各種情報提供、活動用機材の貸出し、サロンスペースの提供等により、ボランティア団体・NPO等の活動を支えます。

また、地域協議会を通じて地域の状況を伝えるなど、社会福祉法人による地域貢献の取組を促進します。

##### ■主な取組

①ボランティア団体・NPO等の活動支援	生活福祉課
地域福祉に関する寄附や募金等の意義などの周知	
市民協働推進センター事業(ゆめこらぼ)の実施	協働コミュニティ課
②社会福祉法人の公益活動の促進	生活福祉課
地域協議会を通じた地域ニーズの情報提供	

## (2) 交流の場・活動の場づくり

### 施策の方向

地域の中の交流を深める場や様々な活動団体の拠点となる活動の場づくりについて、既存の資源の有効活用を含めて検討します。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・老若男女が集う地域交流イベントを増やす、参加したくなる内容となるよう工夫する
- ・居場所づくり等の取組について、立ちあげ方などの事例を共有する
- ・自宅開放などを含め、いつでも立ち寄れる居場所をつくる

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)

#### 市が取り組むこと



気軽に地域の人が集まり、交流をもてる場や、様々な市民ニーズに沿った利用がしやすい活動の場を確保します。

また、コミュニティ施設や公民館等の既存施設を活動拠点としての活用を検討し、地域活動を促進していきます。さらに、空き家等を活用した新たな拠点づくりを検討します。

##### ■主な取組

①多様なニーズに合った場の確保	
交流の場・居場所づくりの支援	生活福祉課 高齢者支援課
ふれあいのまちづくり事業への支援	生活福祉課
学校施設開放の実施	社会教育課
②既存施設の活用と利便性の向上	
既存施設の活動拠点としての活用の検討	保育課 文化振興課 公民館 図書館
③福祉施設の地域開放	
各福祉施設の地域開放の検討・促進	高齢者支援課 障害福祉課 子ども家庭支援センター
④空き家等を活用した活動拠点の検討・発掘	
ふれあいのまちづくり事業への支援	生活福祉課
空き家対策・利活用の推進	住宅課

## (3) 地域における連携体制づくり

### 施策の方向

地域福祉を市全体で推進していくために、ボランティア団体・NPOや事業者等の組織の連携や、関係機関、各種ネットワークなど、地域における連携体制を強化します。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・地域で活動されている方々の交流会を実施する
- ・色々な場や集まりに顔を出し、様々な地域組織や団体、機関とつながりを持つ
- ・団体や事業者同士の情報交換ができる場を設ける

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)

#### 市が取り組むこと



ボランティア団体・NPOや事業者など、地域で活動する組織同士の情報共有・連携を促進するとともに、福祉の分野だけではなく、自治会・町内会・学校等、多様な分野とも連携を強化します。

##### ■主な取組

①地域で活動する組織同士の情報共有・連携促進	
地域協議会を通じた情報提供	生活福祉課
市民協働推進センター(ゆめこらぼ)の運営を通じた連携促進	協働コミュニティ課
事業者等連絡会の開催	関係各課
②多様な分野の連携強化	
ほっとネットを通じた連携強化	生活福祉課
つながりづくりのための仕組みづくりの検討	
地域包括ケアシステム推進協議会の実施	高齢者支援課
地域協力ネットワークへの支援	協働コミュニティ課
③地域包括ケアシステムの構築	
地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくり	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子ども家庭支援センター
④ほっとするまちネットワークシステムの推進	
地域福祉コーディネーター事業の推進	生活福祉課

## 基本目標3　社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

### 現状と課題

各分野における相談支援体制や総合的なサービス提供に向けた取組が進んでいる。

一方で、分野横断的な包括的な相談・支援が行える体制や多様な生活課題を持つ人を把握し、支援につなぐ仕組みが必要。



### これまでの市の取組

- ・高齢者分野の生活支援コーディネーター配置や、障害者分野の相談支援体制の整備など、各分野でサービス提供に向けた取組を進めています。
- ・地域福祉コーディネーターの相談対応の件数は増加傾向にあります。
- ・生活困窮者支援については、平成27年度から相談や就労支援を実施しています。プラン作成数や就労者数は増加傾向にあります。

### 課題

#### ＜様々なニーズに対応できる相談支援体制＞

- ・複合的な課題や様々なニーズが増加している中、各々に対応した相談・支援体制を整えている一方で、地区懇談会では、様々な制度や窓口が複雑で分かりづらいとの指摘が出ています。

#### ＜支援を必要とする人を把握し、支援につなぐ仕組みが必要＞

- ・アンケートや地区懇談会、団体・事業者調査では、多様な生活課題を持つ人が地域の中に少なからずいる状況が見えてきています。しかし、地区懇談会や団体・事業者調査では、個人情報の保護や本人の意識などからそのような人の把握が困難な状況が明らかになっています。

## (1) 支援に結びつけるしくみづくり

### 施策の方向

支援が必要な人を地域の中で把握し、支援へと結びつけていくとともに、公的なサービスだけでなく地域における各種支援も活用するなど、総合的に調整を図ります。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・元気なうちからつながりをつくっておく
- ・困っている人に気付いたら、ちょっとしたことでも声かけを行う
- ・孤立している人には、地域の居場所やサロンの情報を伝える

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)

#### 市が取り組むこと



地域で孤立している人や、何らかの支援が必要であるにもかかわらず結びついていない人に地域で気づき、気づいた人が声をあげやすい環境や仕組みをほっとネット等を通じて強化します。

また、支援に結びついていない人を専門機関へつなぎ、公的サービスとそれ以外の地域での支援を組み合わせて総合的に支える体制を充実します。

##### ■主な取組

###### ①地域で孤立している人や支援に結びついていない人の把握や、見守りへの支援

地域福祉コーディネーターとほっとネット推進員との連携 民生・児童委員による地域の見守り 包括的な相談支援体制の検討	生活福祉課
ささえいネットワーク事業の実施 一般介護予防事業の実施	高齢者支援課
相談支援事業の実施	障害福祉課

###### ②専門機関へつなぎ、総合的な調整をする体制の充実

地域福祉コーディネーターによる相談支援の実施 生活サポート相談窓口による相談体制の充実 包括的な相談支援体制の検討	生活福祉課
地域包括支援センターによる相談支援体制の充実	高齢者支援課
相談支援事業の実施 子ども家庭支援センターのどかでの相談支援の充実	障害福祉課 子ども家庭支援センター

## (2) 多様な生活課題への対応

### 施策の方向

虐待やDVなどの暴力の防止、自殺や生活困窮者などへの対策、犯罪や非行からの立ち直り支援や外国籍市民の社会参加など、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組みます。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・外国人の方に料理や言葉の教室を主催して頂くなど、交流の機会を持つ
- ・地域の中で、子ども食堂を実施する
- ・隣近所などで虐待やDVが疑われる家庭があった場合は通報する

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)

#### 市が取り組むこと



被害にあいやすい高齢者・障害者・子ども・女性等に対する虐待やDVなどの暴力を防止するための対策を充実するほか、自殺防止（生きる支援）対策を充実するなど、命に関わる支援を行います。

また、生活困窮者への支援は新規支援の検討を行うほか、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える活動に対する支援を実施します。

##### ■主な取組

###### ①虐待や暴力防止対策の充実

地域包括支援センターによる相談対応	高齢者支援課
虐待防止センター等による相談対応	障害福祉課
子ども家庭支援センターのどかでの相談支援の充実	子ども家庭支援センター
女性に対する暴力をなくす運動	男女平等推進センター「パリテ」の相談支援

###### ②自殺対策の充実

ゲートキーパー研修の実施 からだと心の健康相談	自殺防止（生きる支援）対策の啓発	健康課
----------------------------	------------------	-----

###### ③外国籍市民の社会参加の促進

多言語による情報提供「西東京市くらしの情報」 多言語版生活情報誌の作成	外国人のためのリレー専門家相談会の実施	文化振興課
外国人のための日本語講座の開催	子ども向け多文化共生講座の開催	公民館

###### ④生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援事業（ひきこもり・ニート対策事業・教育支援等）の推進 生活サポート相談窓口での相談体制の充実	生活福祉課
--	-------

###### ⑤犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援

更生保護活動への支援	社会を明るくする運動への参加	生活福祉課
------------	----------------	-------

### (3) 権利を擁護するしくみづくり

#### 施策の方向

適切なサービス提供・利用が進むよう、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の普及・活用など、権利を擁護する仕組みの普及と活用を進めます。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・「あんしん西東京」等の相談窓口の情報を地域で共有する
- ・日常生活自立支援事業などの権利を守る制度を学ぶ
- ・記憶や判断能力が心配な方がいたら、相談先へつなげる
- ・書類の手続や銀行等の払い出しに困っている人がいたらサービスにつなげる



（地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう！）

#### 市が取り組むこと



認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人が適正にサービスを利用できるよう、権利擁護センター「あんしん西東京」を中心に、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の普及と活用を進めます。

##### ■主な取組

①判断能力が不十分な方への支援	権利擁護センター「あんしん西東京」での相談支援	生活福祉課
②成年後見制度の普及と活用	成年後見制度の利用の促進	生活福祉課

## 基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり

### 現状と課題

情報発信・サービスの質の向上に継続的に努めている。

一方で、市民からは「分かりやすい」情報提供を求める声が多く、引き続き「受け手側」目線での情報発信の工夫が必要。



### これまでの市の取組

- ・ウェブアクセシビリティに配慮したホームページリニューアルを行ったほか、更新通知アプリを導入するなど、ウェブ上での情報提供の分かりやすさの向上に取り組んでいます。
- ・地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターなど、各分野における相談体制の整備に取り組んできました。それぞれの機関における相談件数は概ね横ばいか増加傾向となっています。
- ・福祉サービス第三者評価制度の普及啓発、各分野での事業者連絡会等の設置などサービスの質の向上のための取組を実施しています。

### 課題

#### ＜市民が必要な情報を得やすい情報発信の工夫が必要＞

- ・情報発信については、アンケートでは地域福祉推進のための優先施策として、分かりやすい情報の提供が4割弱で最多回答となっています。また、地区懇談会でも分かりやすい情報提供が課題との声が特に多く挙げられており、「受け手側」の情報の得やすさを一層工夫する必要があります。

#### ＜相談しやすい体制の整備が必要＞

- ・地区懇談会では、相談先が分からないとの意見も多くており、相談しやすい体制の整備と、相談先の広報が必要です。

#### ＜多様な福祉サービス提供事業者の育成が必要＞

- ・多様な福祉サービス提供事業者の育成については、十分な取組が行えていない分野があります。

## (1) 情報提供の充実

### 施策の方向

地域における様々な活動等や、サービスや各種支援に関する情報を地域の中で共有できる仕組みを整えるとともに、市民に伝わりやすいよう情報発信方法を工夫します。

#### 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・犬の散歩やサロンなど、地域の人が集まる場で情報を集める
- ・知っている情報や入手した情報を困っている人に伝えてあげる
- ・SNS 等インターネットを利用した地域情報を発信する
- ・地域のサロンやボランティア同士の情報交換会を開催する



(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)



#### 市が取り組むこと



市報やホームページのほか、各分野で作成する冊子など多様な媒体を用い、市民に必要な情報が伝わるような情報発信方法を工夫するほか、身近な地域における情報共有の促進について検討します。

また、情報取得が困難な方が必要な情報を入手しやすくなるよう、音声による市報や、音声コードによる各種パンフレットの作成などを行います。

##### ■主な取組

①市民に伝わる情報提供体制の充実	
制度・サービスに関する周知・説明のパンフレット等の作成・改訂	関係各課
既存の情報提供手段の改善	
身近な地域における情報共有の促進の検討	
	生活福祉課
②情報取得が困難な方への配慮	
音声による市報での情報提供	ホームページの管理・運営
エフエム放送での情報提供	秘書広報課
手話通訳者の設置、要約筆記者の派遣等	障害福祉課

## (2) 相談支援体制の充実

### 施策の方向

日常生活の中で困りごとが生じたときに、身近な地域から専門職まで、様々な相談体制を充実し、多様な媒体・手段による対象者ごとのきめ細かい相談に応じます。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・民生委員や近所付き合いの中で相談しやすい人などに相談する
- ・サロンや食事会等の集まる機会をつくり、相談相手になる
- ・気軽に何でも相談できる、出入りしやすい場所をつくる

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)

#### 市が取り組むこと



民生委員や、地域福祉コーディネーターなど身近な地域での相談体制を充実します。

また、対象者ごとのきめ細かい相談について、各分野の専門職が応じるとともに、電子メールや電話、ファックスなど多様な媒体を利用した相談検討していきます。

##### ■主な取組

①身近な地域での相談体制の整備・充実		
ほっとネットによる相談体制	民生委員による相談体制	生活福祉課
地域包括支援センターにおける相談		高齢者支援課
地域子育て支援センターにおける相談の実施		保育課
②対象者ごとのきめ細かい相談の充実		
在宅療養連携支援センターにしのわの充実	包括的支援事業	高齢者支援課
相談支援事業の実施		障害福祉課
ひいらぎにおける子育て相談、各通所グループ、個別療育における相談体制の充実		健康課
ひとり親家庭の自立に向けた支援		子育て支援課
子ども家庭支援センターのどかでの子どもや子育て世帯に関する総合相談の実施		子ども家庭支援センター
女性相談「女性の悩み何でも相談」		協働コミュニティ課
教育相談・就学相談の実施		教育支援課
③多様な媒体・手段による相談の充実		
電話、電子メール等による多様な手段による相談の実施		関係各課
包括的な相談支援体制の検討		生活福祉課
地域子育て支援センターによる子育て支援情報の周知		保育課
関係機関のネットワーク強化を目指したシステム導入の検討		子ども家庭支援センター

### (3) サービスの質の向上

#### 施策の方向

福祉サービス第三者評価の受審促進や福祉サービスに対する苦情の解決によりサービスの質の向上を図るとともに、多様な福祉サービス提供事業者の育成に取り組みます。

#### 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・市や事業所の相談窓口を有効に活用する
- ・自らに適したサービスを選べる様に情報を集める
- ・事業者・行政のサービスについて出前講座を利用し学ぶ

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)



#### 市が取り組むこと



市内でサービスを提供している事業者に福祉サービス第三者評価の受審を勧奨するほか、福祉サービスの苦情に対して、苦情相談窓口等による苦情解決を行い、サービスの質の向上に努めます。

また、民間事業者やNPO法人など多様な福祉サービス提供事業者の育成や、新たに共生型サービス導入の検討を進めます。

##### ■主な取組

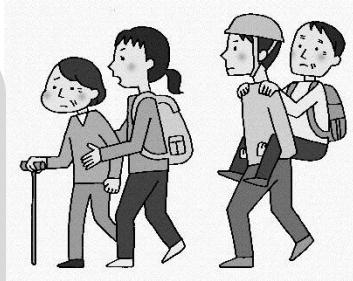
①福祉人材の確保・育成	
福祉サービス第三者評価制度の普及啓発・受審勧奨	生活福祉課
介護保険連絡協議会分科会での情報提供	高齢者支援課
障害関係事業所連絡会での情報提供	障害福祉課
基幹型ブロック会議の開催等	保育課
②苦情解決システムの充実	
権利擁護センター「あんしん西東京」での福祉サービスに関する苦情受付 保健福祉サービス苦情調整委員会による調整	生活福祉課
③多様な福祉サービス提供事業者の育成	
介護保険連絡協議会分科会での情報提供	高齢者支援課
障害関係事業所連絡会での情報提供	障害福祉課
公立保育園の民設民営化の推進	保育課
④地域共生型サービスの検討	
地域共生型サービスの検討	高齢者支援課
介護事業と障害福祉サービス事業の連携の推進	障害福祉課

## 基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり

### 現状と課題

地域の防災力を高める取組や、災害時における避難体制の確保に取り組んでいる。

一方で、緊急時どうしたら良いか分からぬといふ意見が多くあり、緊急・災害時などいざという時にどの様に動くかの認識の共有が必要。



### これまでの市の取組

- ・自主的な防災活動を行っている防災市民組織登録数は増加しているほか、各種訓練やリーダー養成講座、防災講習会の実施等を通じ、地域で防災を担う人材の育成を支援しています。
- ・福祉避難施設は市内29か所あり、危機管理訓練としてワークショップを開催しています。また、避難施設の案内板について、外国籍市民の方にも分かる案内用図記号（ピクトグラム）を採用した整備を進めているほか、平成29年度には外国籍市民を交えた防災講座を実施しました。
- ・市報への防犯啓発記事の掲載や防災無線での防犯啓発放送などを行ったほか、子ども110番ピーくんの家が増加、通学路への防犯カメラの全校設置を完了するなど取組が進んでいます。
- ・振り込め詐欺などの特殊詐欺の対策として、被害を受けるおそれのある高齢者へ、被害防止効果のある自動通話録音機の配布を行い、被害防止対策を進めました。

## 第5章

### 課題

#### ＜地域ぐるみの防災・防犯の取組の推進が必要＞

- ・アンケート調査では、地域の中での課題として「緊急時にどうしたら良いか分からぬ」というが上位にあげられているほか、市が優先して取り組むべき施策でも防災・防犯が上位にあげられており、防災・防犯への不安は多くの人が持っています。また、地区懇談会では、災害時の対応方法が分からぬといった意見も出ており、地域ごとの避難訓練など、非常時にどの様に動くかの共有が必要です。

#### ＜災害時に支援を行える体制づくりが必要＞

- ・避難行動要支援者ごとの避難計画である個別計画書は未策定者がいるため、避難支援協力者を確保し、個別計画書を策定することが課題となっています。

## (1) 防災対策の充実

### 施策の方向

身近な地域における防災訓練等の取組を進めるとともに、災害時に支援が必要な方の把握や安全確保策の推進など防災対策を充実します。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・避難所や決めたルート確認をしたり、災害時対応ルールをつくる
- ・1人でも多くの人が参加できる様に、防災訓練やイベントを企画する
- ・避難所運営ゲームの実施など、地域で防災について話し合う
- ・市民防災組織をつくり、災害時に助け合える環境をつくる

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)

#### 市が取り組むこと



防災訓練や学校避難所運営協議会等の取組を地域のつながりを深めながら推進し、災害時にも助け合えるようなコミュニティづくりを平常時から進めます。

また、高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児、外国籍市民など災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の検討を進めるほか、福祉施設との協定推進など福祉施設等における安全・防災対策を充実します。

##### ■主な取組

①地域防災力の強化	
自主防災組織活動への支援	危機管理室
総合防災訓練の実施	
市立学校避難所運営協議会への支援	危機管理室 教育企画課
防災・減災に関する講座の実施	公民館
②災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の推進	
福祉避難所の指定	危機管理室
災害時要援護者の登録	危機管理室 高齢者支援課 障害福祉課
母子健康手帳や母子カードの情報を活用した情報連絡体制の検討	健康課
総合防災訓練(外国人住民避難訓練)の実施	文化振興課
③福祉施設等における安全対策	
福祉施設との協定推進	危機管理室
防犯訓練、応急救命講習会等の実施	障害福祉課

## (2) 防犯対策の充実

### 施策の方向

学校や地域と連携した防犯体制を強化するとともに、安全・安心いーなメールや啓発冊子などを活用し啓発を行うなど、防犯対策や消費者相談を充実します。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・安全・安心いーなメールに登録する
- ・地域ごとに防犯活動を行う
- ・振り込め詐欺に対する意識付けを、隣近所で声かけし合う

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)

#### 市が取り組むこと



スクールガード・リーダーや防犯活動団体など、学校や地域と連携した見守り・防犯体制を強化するほか、安全・安心いーなメールや防災行政無線での防犯啓発情報の発信などの防犯対策を充実します。

また、振り込め詐欺等の特殊詐欺や消費者被害にあわないよう、消費生活相談窓口における相談体制を充実します。

##### ■主な取組

###### ①学校や地域による防犯体制の強化

青色パトロールの実施	地域安全マップ作り指導	危機管理室
子ども 110 番ピーポくんの家の活動への協力・支援		児童青少年課
保護者・地域等による子どもたちの見守り活動の支援		教育企画課
安全教育の充実		教育指導課

###### ②防犯対策の充実

防災行政無線での防犯啓発放送	警察及び防犯協会等との連携事業	危機管理室
安全・安心いーなメールの配信	防災啓発冊子の配布	
危機管理室、教育委員会等からの不審者情報の発信		危機管理室 子育て支援課 保育課 児童青少年課 教育指導課

###### ③消費者相談の充実

消費生活相談事業の充実	協働コミュニティ課
-------------	-----------

## 基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

### 現状と課題

駅のバリアフリー化や公共交通空白・不便地域の解消のため、はなバスを運行している。

一方で、公共交通空白・不便地域は依然としてあり、ハード・ソフト両面での仕組みづくりが必要。



### これまでの市の取組

- ・鉄道事業者と連携し、駅及び駅周辺のバリアフリー化に取り組んできました。
- ・道路が狭く、はなバスが運行できない公共交通空白・不便地域における移動支援のあり方について、地元住民や事業者で構成する勉強会を行うなど、検討を進めています。
- ・障害者の就労環境については、障害者就労支援センター・一歩での一般就労実績は増加傾向にあるほか、毎年度職場開拓を進めています。
- ・生活困窮者の方を対象に、就労やその他の自立に関する相談・支援・支援プランの作成などを行う、生活サポート相談窓口を開設し、支援を行っています。

### 課題

#### ＜公共交通空白・不便地域の解消が必要＞

- ・アンケートでは、地域によっては買い物に行くのに不便を感じているとの回答が多いほか、地区懇談会でも公共交通機関等の便が悪く、買い物や病院に行く際に不便であるという意見が出ています。交通の便の悪さは地域によってばらつきがあり、すべての公共交通空白・不便地域の解消には至っていない状況です。

#### ＜移動制約者が安心して暮らせる仕組みづくりが必要＞

- ・地区懇談会や団体・事業者調査ではちょっとした移動も大変な人が増えてきているとの意見が出ています。今後も移動制約者などが増えていく中で、ハード面だけでなく、地域の中での助け合いで解決していく上でのソフト面での仕組みづくりが必要です。

#### ＜就労に困難を抱える人の就労環境の整備が必要＞

- ・生活サポートの相談件数は増加しており、就労に困難を抱える人が一定程度いることが伺え、引き続き就労支援が必要です。

## (1) 人にやさしいまちづくりの推進

### 施策の方向

心のバリアフリーを推進するとともに、情報や施設等を誰もが利用しやすい様に、ユニバーサルデザインの普及・啓発を行うなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・勉強会などを通じて理解を深める
- ・地域に住む外国人の方々と交流会を催し、意見交換する
- ・障害を持つ人やその家族などからの話を聞いて心のバリアフリーづくりに取り組む
- ・災害訓練には、多様な人々（障害者、外国人、幼児連れ、高齢者等）に参加してもらい、人にやさしいとは何かを認識してもらう

（地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう！）

#### 市が取り組むこと



様々な心身の特性や考え方を持つ人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合えるよう、学校や地域の講座等で心のバリアフリーを推進します。また、人にやさしいまちづくり条例に基づき、公共交通機関、道路、建築物や、公園、路外駐車場を含め既存施設のバリアフリー化を進めます。

##### ■主な取組

①心のバリアフリーの推進	
障害者週間等での啓発活動	障害福祉課
多様な考え方に対する教育の推進	教育指導課
まちづくり講座 地域課題を考える講座 多文化共生講座	障害を理解する講座 現代社会を考える講座
	公民館
②ユニバーサルデザインのまちづくり	
誰もが使いやすい公園の整備	みどり公園課
道路建設におけるユニバーサルデザインへの配慮	道路建設課

## (2) 移動手段の確保

### 施策の方向

日常生活に支障が出ないよう、安全な歩道の整備・保全、公共交通の空白・不便地域の解消、移動制約者の外出支援など、移動手段の確保に取り組みます。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・移動サービスの情報を地域の中で共有する
- ・住民ボランティアで運転や移動販売、買い物ツアーなどを行う
- ・施設と協力して移動ボランティアを運営する

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう!)

#### 市が取り組むこと



誰もが安全に移動できる歩道の整備・保全やコミュニティバス「はなバス」の運行等により公共交通の空白・不便地域の解消に努めます。

また、高齢者・障害者・妊婦・ベビーカーを押す人なども含めた移動制約者への支援を充実します。

##### ■主な取組

①快適な道路空間の創出		
歩車道分離による道路整備		道路建設課
放置自転車対策	不法看板の一斉撤去	道路管理課
②公共交通空白・不便地域の解消		
はなバスルートの運行	移動支援のあり方の検討	都市計画課
③移動制約者の外出支援		
高齢者等外出支援サービス事業		高齢者支援課
ハンドルキャブ・けやき号の運行	障害者移送サービス事業等の充実	障害福祉課

### (3) 就労に困難を抱える人の就労支援

#### 施策の方向

就労に困難を抱える人について、各種機関等との連携や各種制度により、就労環境の整備を充実します。

#### 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・シルバー人材センターを活用する
- ・障害者の方のつくった製品等を積極的に購入する様にする

(地域のみなさんで考えて、書き込んでみましょう！)

#### 市が取り組むこと



高齢者・障害者・ひとり親家庭などの、就労に困難を抱える人について、生活サポート相談窓口やハローワークをはじめ、各種機関や制度により、就労支援を充実します。

第5章

##### ■主な取組

①高齢者の就労支援	
シルバー人材センターへの支援	生活福祉課
②障害者の就労支援	
障害者就労支援事業の実施	障害福祉課
③ひとり親家庭の就労支援	
ひとり親に対する就業相談の実施 高等職業訓練促進給付金の支給	自立支援教育訓練給付金の支給 子育て支援課
④関係機関との連携	
生活サポート相談窓口と関係機関との連携 ハローワーク及び東京しごとセンターと連携した就労情報の提供	生活福祉課 産業振興課

# 第6章 計画を推進するため



## 1 協働による計画の推進

本計画を推進していくためには、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等の協働が欠かせません。それぞれが専門性をいかし、主体性を持ちながら、包括的に取り組むことが重要です。



### （1）市（行政）

市は、本計画に書かれている施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めることが求められます。

特に、本計画は多様な分野を横断的につなげる役割を担っています。地域福祉庁内推進委員会を通じて庁内関係部署の連携を深めるなど、福祉以外の様々な分野とも連携し、包括的に地域福祉を推進するよう努めていきます。

### （2）社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

特に、本計画と社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」は、市における地域福祉の実現という点では同じ方向性で進めており、「地域共生社会」の実現に向けた連携をより一層深めていきます。

### (3) 事業者・関係機関

福祉サービス事業者や地域包括支援センターなどの関係機関は、サービスの提供者・協力者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、地域や他の事業者、関係機関との連携に取り組むことが求められています。

中でも、社会福祉法人については、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応できる公益性の高い非営利法人として、地域における公益的な取組の実践を地域と連携して実施していくことが期待されます。

### (4) 市民

市民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域で起こる問題を「我が事」として捉え、地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。

本計画の、第5章「地域で取り組めること」は、個々人や地域のみなさんで話し合い書き込んでいただくことができるよう、ワークブックの形式となっています。具体的にどのような役割を担っていくのかを、計画を活用しながら考えていただきたいと思います。

## 2 計画の評価と進行管理

### (1) 評価指標の設定

計画を着実に実行するためには、計画に記載された施策の進捗状況を把握する必要があります。第3期計画までは、数値による目標値を定めていませんでしたが、計画の更なる推進に向け、総合計画と連動した数値を主として、基本目標ごとに指標と目標値を設定しました。

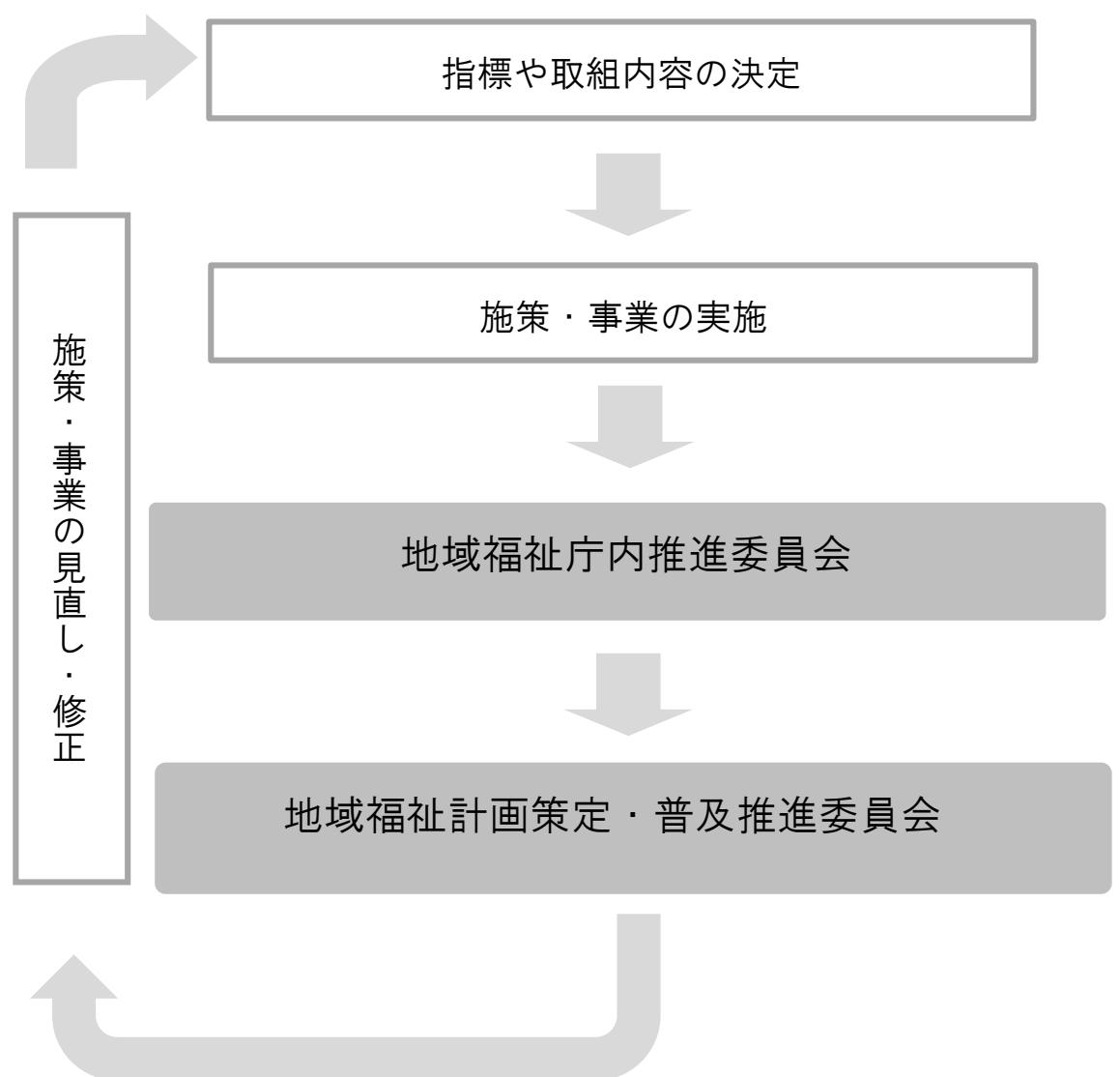
項目	現状値 平成29年度 (2017年度)	目標値 平成35年度 (2023年度)	
<b>基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり</b>			
地域におけるボランティアの実施	・学校教育におけるボランティア講座の実施回数 ・地域におけるボランティア体験活動参加者数	20回 161名	検討中
自治会・町内会数、加入世帯数		223 19,177世帯	検討中
市民アンケート【あなたは、今後、福祉に関するボランティアに参加したいとお考えですか。】という設問において「積極的に参加したい・できるだけ参加したい」と回答した人の割合		39.7%	検討中
<b>基本目標2 みんながつながりあう地域づくり</b>			
ふれあいのまちづくり	・利用登録団体	83団体	
事業における地域活動拠点	・延べ利用者数 ・延べ利用回数	15,267人 3,424回	検討中
地域協力ネットワーク	・設立数 ・参加団体数	2圏域 60団体	検討中
市民アンケート【現在、あなたの住んでいる地域の中で課題に感じることは何ですか。】という設問において「地域の中で気軽に集まる場が少ない」と回答した人の割合		14.2%	検討中
<b>基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり</b>			
地域福祉コーディネーター相談件数		1,059件	検討中
女性相談件数		493件	検討中
権利擁護センター「あんしん西東京」での相談件数		945件	検討中
<b>基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり</b>			
高齢者層における地域包括支援センター認知度※		48.4%	検討中
福祉サービス第三者評価の受審件数		65件	検討中
<b>基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり</b>			
防災市民組織の数		97団体	検討中
市民アンケート【日頃から地域の防災訓練に参加していますか】という設問において「参加している」と回答した人の割合		12.2%	検討中
消費者生活相談件数		1,161件	検討中
<b>基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり</b>			
はなバスの年間乗員人員		1,275,337人	検討中
就労支援プラン作成者数		89人	検討中

※平成28年度高齢者一般調査による

## (2) 進行管理体制

本計画に掲げる基本理念に基づき、施策実効性のあるものとして推進していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのため、毎年度計画の進捗状況について、地域福祉庁内推進委員会及び地域福祉計画策定・普及推進委員会に報告し、施策・事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策・事業の実施にいかしていきます。



## 第4期西東京市地域福祉計画

発行・編集：西東京市健康福祉部生活福祉課

発行年月日：平成31年3月

〒202-8555 東京都西東京市中町1丁目5番1号（保谷庁舎）

電話：042-438-4024（直通）

FAX：042-423-4321